

令和 5 年 3 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件		1
2	議決案件		1 4
3	参 考 図		5 9

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 5 年 2 月 9 日

1 報告

報告第1号 経営状況の報告について

【報告内容】

株式会社とよた山里ホールディングスの解散事業年度事業報告及び決算

【備考】

単位＝千円（注：千円未満の端数は切捨て）

損益計算書 (令和4年4月1日～9月30日)			貸借対照表 (令和4年9月30日現在)		
収益合計	費用合計	当期 純利益	資産	負債	(うち資本金) 純資産
108,509	70,913	37,596	425,883	27,797	(68,000) 398,086
主要事業（令和4年4月1日～9月30日）					
事業子会社に対する経営指導及び経理、人事等の管理					

備考 収益合計は営業収益、営業外収益及び特別利益を、費用合計は営業費用、営業外費用、特別損失及び法人税等を合算している。

報告第2号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 職員の公務中における物損事故

専決年月日及び専決番号		事 故 内 容
令和4年12月27日 豊専第48号		令和4年11月10日午前9時頃、浄水小学校において、草刈作業をしていたところ、草刈機の刈刃によって飛んだ石が、職員駐車場に駐車してあった相手方車両に当たったもの
損 害 賠 償 額	136,554円	
相 手 方 の 損 害 の 程 度	後部ドアガラスの損傷	
備 考	1 事故発生の原因 付近に駐車車両があるにもかかわらず、安全対策を講じることなく草刈作業を実施したことによる。 2 担当課 教育委員会教育部学校教育課 3 事故の防止策 職場において、草刈機を使用した作業をするときは、周囲の安全確認を十分に行うとともに、付近に駐車車両等があるときは、防護ネットを使用するなどの安全対策を講じることについて、周知徹底を図った。	

(2) 公園の管理瑕疵による傷害事故

専決年月日及び専決番号		事 故 内 容
令和4年12月27日 豊専第49号		令和4年6月10日午前11時頃、西山公園において、相手方（乳児）が手についてベンチから降りようとしたところ、手を滑らせてバランスを崩し、天板が外れ露出していたねじに顔をぶつけたもの
損 害 賠 償 額	203,191円	
相 手 方 の 損 害 の 程 度	側頭部挫創	
備 考	1 事故発生の原因 ベンチについては定期点検が行われておらず、天板が外れ、ねじが露出した状態が放置されていたことによる。 2 担当課 都市整備部公園緑地つかう課 3 事故の防止策 公園内の施設について定期点検を確実に行之、危険な箇所を発見した際は、直ちに修繕その他の処置を行う。	

2 訴えの提起について

国民健康保険療養給付費返還金請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和5年1月19日 豊専第1号	
相手方	個人情報のため非掲載	
請求内容	1 国民健康保険療養給付費返還金の支払 2 訴訟費用の支払	
請求原因	相手方が国民健康保険療養給付費返還金2万4,528円を長期滞納していること。	
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。	

【担当課：債権管理課】

3 工事請負契約の変更について

(1) 豊田市立市木小学校施設保全改修工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 179,300,000	令和4年6月市議会定例会 議案第79号
変更後金額 (今回)	B 174,570,000	令和5年1月20日 豊専第2号
増 減 額	B - A △ 4,730,000	
主 変 更 内 容	1 校舎の外壁劣化部の剥離作業の減少 (1) 556㎡ → 36㎡ (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、外壁の剥離作業が不要な箇所が確認されたため 2 校舎及び屋内運動場の外壁の補修工事の減少 (1) ひび割れの補修 128㎡ → 108㎡ (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が不要な箇所が確認されたため	
備 考	1 相手方 豊田市浄水町伊保原465番地1 藤本建設株式会社 代表取締役 稲葉 俊伸 2 担当課 教育委員会教育部学校づくり推進課 3 完成日 令和5年1月31日	

(2) 豊田市立五ヶ丘東小学校施設保全改修工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 206,140,000	令和4年6月市議会定例会 議案第80号
変更後金額 (今回)	B 205,590,000	令和5年1月27日 豊専第4号
増 減 額	B - A △ 550,000	
主 な 変 更 内 容	1 校舎及び屋内運動場の外壁の補修工事の減少 (1) 浮きの補修 355㎡ → 8㎡ ひび割れの補修 257㎡ → 175㎡ (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が不要な箇所が確認されたため 2 校舎の屋外消火管の配管経路の変更 (1) 41m → 13m (2) 工事の工程と現地の状況を踏まえ、配管経路の精査を行い、効率的な配管経路としたため	
備 考	1 相手方 豊田市金谷町四丁目50番地 株式会社マルコオ・ポーロ化工 代表取締役 黒田 洪二 2 担当課 教育委員会教育部学校づくり推進課 3 完成日 令和5年2月7日	

(3) 豊田市立広川台小学校施設保全改修工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1 5 2, 3 5 0, 0 0 0	令和4年6月市議会定例会 議案第82号
変更後金額 (今 回)	B 1 4 9, 8 2 0, 0 0 0	令和5年1月27日 豊専第5号
増 減 額	B - A △ 2, 5 3 0, 0 0 0	
主 な 変 更 内 容	校舎及び屋内運動場の外壁の補修工事の減少 (1) 浮きの補修 390㎡ → 144㎡ ひび割れの補修 380㎡ → 127㎡ 欠損の補修 185か所 → 33か所 (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が不要な箇所が確認されたため	
備 考	1 相手方 豊田市上原町西山398番地12 株式会社小原ハウジング 代表取締役 加藤 仁美 2 担当課 教育委員会教育部学校づくり推進課 3 完成日 令和5年1月31日	

(4) 豊田市立美山小学校施設保全改修工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 179,300,000	令和4年6月市議会定例会 議案第83号
変更後金額 (今回)	B 181,170,000	令和5年1月27日 豊専第6号
増 減 額	B - A 1,870,000	
主 な 変 更 内 容	1 校舎のカーテンウォールの補修工事の追加 (1) シーリング補修 0m → 1,080m (2) 足場を架設し、カーテンウォールの目地等のシーリングの劣化の程度を現地調査したところ、補修が必要な箇所が確認されたため 2 屋内運動場の屋根の補修工事の追加 (1) 0か所 → 7か所 (2) 足場を架設し、屋根の劣化の程度を現地調査したところ、補修が必要な箇所が確認されたため	
備 考	1 相手方 豊田市深田町二丁目14番地8 神谷組工業株式会社 代表取締役 神谷 典之 2 担当課 教育委員会教育部学校づくり推進課 3 完成日 令和5年1月31日	

(5) 豊田市立挙母小学校施設保全改修工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 202,400,000	令和4年6月市議会定例会 議案第81号
変更後金額 (今回)	B 200,530,000	令和5年1月31日 豊専第9号
増 減 額	B - A △ 1,870,000	
主 変 更 内 容	1 校舎の給水管改修における管種の変更 (1) 塩化ビニル被覆鋼管 → 耐衝撃性塩化ビニル管 (2) 現地を掘削し、工事の工程と現地の状況を踏まえて管種の精査を行ったところ、耐衝撃性塩化ビニル管で対応することができたため 2 校舎及び屋内運動場の外壁の補修工事の減少 (1) 浮きの補修 24㎡ → 7㎡ ひび割れの補修 382㎡ → 205㎡ (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が不要な箇所が確認されたため	
備 考	1 相手方 豊田市陣中町二丁目2番地8 株式会社大幸 代表取締役 孕石 雅司 2 担当課 教育委員会教育部学校づくり推進課 3 完成日 令和5年2月7日	

(6) 豊田市立梅坪台中学校施設保全改修工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 267,300,000	令和4年6月市議会定例会 議案第84号
変更後金額 (今回)	B 263,890,000	令和5年1月31日 豊専第10号
増 減 額	B - A △ 3,410,000	
主 変 更 内 容	1 校舎の屋上防水改修における伸縮目地の補修の取りやめ (1) 1,292m → 0m (2) 足場を架設し、屋上の状態を現地調査したところ、 補修が不要と判断できたため 2 校舎の分電盤の取替えの取りやめ (1) 分電盤の取替え → 既設の分電盤の改修 (2) 施工時の詳細調査により、既存の分電盤の改修による 対応が可能であることが判明したため	
備 考	1 相手方 豊田市八草町三本木948番地 伊藤建設株式会社 代表取締役 伊藤 慎一 2 担当課 教育委員会教育部学校づくり推進課 3 完成予定日 令和5年2月24日	

(7) 豊田市若園交流館・豊田市立若園中学校技術科棟電気設備工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 193,050,000	令和3年6月市議会定例会 議案第69号
変更後金額 (今回)	B 193,762,505	令和5年1月25日 豊専第3号
増 減 額	B - A 712,505	
変 更 内 容	公共工事設計労務単価の引上げに伴う契約金額の変更 (1) 契約者からの工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)に基づく契約金額変更の請求に応じるもの (2) 公共工事設計労務単価が改定されたため	
備 考	1 相手方 豊田市寿町一丁目16番地 日晶電機株式会社 代表取締役 梅村 幸司 2 担当課 生涯活躍部市民活躍支援課 教育委員会教育部学校づくり推進課 3 完成予定日 令和5年2月15日	

(8) 都市計画道路高橋細谷線道路改良工事(長興寺第1工区その3)

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 210, 000, 000	令和3年12月市議会定例会 議案第123号
変更後金額 (今回)	B 1, 196, 475, 500	令和5年1月30日 豊専第7号
増 減 額	B - A △ 13, 524, 500	
主 な 変 更 内 容	土留工における施工方法の変更 (1) 硬質地盤クリア工法 → ウォータージェット併用 油圧圧入工法 (2) 施工箇所において、想定していた位置に硬岩が出現 せず、スクリーを併用し鋼矢板を圧入する工法から 高圧水を併用し鋼矢板を圧入する工法に変更したため	
備 考	1 相手方 前田・太啓建設共同企業体 代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号 前田建設工業株式会社 中部支店 常務執行役員支店長 稼農 泰嘉 2 担当課 建設部街路課 3 完成予定日 令和5年10月31日	

(9) 豊田スタジアム長寿命化改修工事(その2)

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 478,500,000	令和3年9月市議会定例会 議案第97号
変更後金額 (今回)	B 478,720,000	令和5年1月31日 豊専第8号
増 減 額	B - A 220,000	
主 な 変 更 内 容	アスベストの処理の追加 (1) 0 m ³ → 0.2 m ³ (2) レストランの天井材について、アスベストを含有することが判明したため	
備 考	1 相手方 三建・三河建設共同企業体 代表者 名古屋市中村区名駅南二丁目1 4番19号 住友生命名古屋ビ ル23階 三建設備工業株式会社 名古屋支店 常務執行役員支店長 中根 且統 2 担当課 都市整備部建築計画調整課 3 完成予定日 令和5年3月24日	

2 議決

議案第1号 豊田市新豊田駅東口駅前広場条例

【要旨】

豊田市新豊田駅東口駅前広場の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。

1 趣旨

地方自治法第244条の2の規定に基づき、豊田市新豊田駅東口駅前広場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置

(1) 市民等に、自由と責任の理念の下、新豊田駅の周辺に存する公共空間を利用してもらうことにより、にぎわいの創出を図るとともに、市民等のまちに対する誇りと愛着を醸成するため、豊田市新豊田駅東口駅前広場（以下「駅前広場」という。）を豊田市若宮町8丁目7番地（道路の区域を除く。）に設置する。

(2) 駅前広場は、次に掲げる区域により構成するものとする。

- ア コンクリートエリア北
- イ コンクリートエリア南
- ウ 土エリア北
- エ 土エリア南
- オ 築山エリア
- カ 緑地帯等

(3) (2)に掲げる区域は、市長が告示するものとする。

3 行為の禁止

(1) 駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- ア 駅前広場、附属施設及び物品を損傷し、又は汚損すること。
- イ 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ウ 土地の形質を変更すること。
- エ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- オ 昼夜を問わず、騒音又は大声を発すること。
- カ 他人の利用を妨げる等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為をすること。
- キ 地面で直接たき火をすること。
- ク 駅前広場、附属施設及び物品に貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること（4（1）の許可を受けて行うものを除く。）。
- ケ 駅前広場の設置目的に反する行為をすること。
- コ その他駅前広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

- (2) 市長は、利用者が(1)に掲げる行為を行うおそれがあると認めるときは、当該利用者に対して行為の是正を指示することができる。

4 行為の制限

- (1) 駅前広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- ア 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- イ 興行、展示会、競技会その他これらに類する催しを行うこと。
- ウ 業として写真又は映画を撮影すること。
- エ 広告物又はこれに類する物を表示し、又は配布すること。
- オ 容易に移転し、又は撤去することのできない工作物その他の物件又は施設を設け、アからエまでに掲げる行為以外のものをする。
- (2) (1)の許可は、(1)に掲げる行為が、2(2)アからオまでに掲げる区域において行われる場合に限り、することができる。
- (3) (1)の許可を受けた者は、当該許可に係る利用区域を占有することができる。
- (4) (1)の許可を受けることができる駅前広場の利用日は年間、利用時間は午前7時から午後11時までとする。
- (5) (1)の許可を受けて行為をする場合で、連続した日において、同一の者が、当該行為と同一の行為をしようとするときは、市長は、規則で定める日数を限度として許可をするものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、当該規則で定める日数を超えて許可をすることができる。
- (6) 市長は、(5)の許可を行う際、当該許可に係る行為者により設置される工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）について、その撤去が困難である等やむを得ない理由がある場合に限り、(4)に規定する利用時間以外の時間において、当該工作物等の設置に係る許可をすることができる。
- (7) (1)及び(6)の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。
- (8) (1)及び(6)の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、利用日が豊田市の休日（以下単に「市の休日」という。）に当たる場合は、当該利用日の直前の市の休日以外の日までに申請し、許可を受けなければならない。
- (9) 市長は、駅前広場の管理上必要があると認めたときは、(1)、(6)又は(8)の許可に条件を付すことができる。

5 利用者の責務

- (1) 許可利用者は、駅前広場の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定、4(9)により付す条件並びに3(2)による市長の指示に従わなければならない。

- (2) 利用者（許可利用者を除く。以下「一般利用者」という。）は、駅前広場の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに3(2)による市長の指示に従わなければならない。

6 利用の禁止又は制限

市長は、駅前広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は駅前広場の工事その他維持管理に必要な行為のためやむを得ないと認められる場合においては、駅前広場を保全し、及びその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、駅前広場の利用又は立入りを禁止し、又は制限することができる。

7 使用料

- (1) 許可利用者は、(2)に示す額の使用料を利用日（規則で定める方法により納付する場合で、当該利用日が法令の規定により金融機関の休日に当たるときは、当該利用日の直前の金融機関の休日以外の日とする。以下同じ。）までに納付しなければならない。

(2) 使用料の額

区 分		利用時間	広場使用料（円）	
			営利利用	非営利利用
平日	5つの区域を利用	1区分につき	2, 200	1, 200
	4つの区域を利用	1区分につき	1, 800	1, 000
	3つの区域を利用	1区分につき	1, 400	800
	2つの区域を利用	1区分につき	1, 000	600
	1つの区域を利用	1区分につき	600	400
休日	5つの区域を利用	1区分につき	2, 600	1, 400
	4つの区域を利用	1区分につき	2, 200	1, 200
	3つの区域を利用	1区分につき	1, 700	950
	2つの区域を利用	1区分につき	1, 200	700
	1つの区域を利用	1区分につき	700	450

- (3) 許可利用者が、4(6)の許可を受け、駅前広場に工作物等を設置する場合の使用料の額は、4(1)の許可を受けた区域の数に応じて、平日の非営利利用に係る使用料の利用時間1区分分に相当する額とする。
- (4) 許可利用者は、4(8)の許可を受けた場合において、当該許可による使用料の額が、変更前の許可に係る使用料の額よりも高いときは、その差額を利用日までに納付しなければならない。
- (5) 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めたときは、市長が定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。
- (6) 市長は、公益上必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。
- (7) (6)により使用料の減免を受けようとする者は、市長に申請し、承認を受けなければならない。

8 許可の取消し等

(1) 市長は、許可利用者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは停止を命ずることができる。

ア この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反しているとき。

イ 4(9)により付された条件に違反しているとき。

ウ 偽りその他不正な手段により4(1)、(6)又は(8)の許可を受けたとき。

(2) 市長は、一般利用者の駅前広場における行為が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているときは、行為の中止を命ずることができる。

9 原状回復

(1) 許可利用者は、駅前広場の利用を終えたとき、又は8(1)により、利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに駅前広場を原状に復さなければならない。

(2) 一般利用者は、駅前広場の利用を終えたとき又は8(2)により行為の中止を命ぜられたときは、直ちに駅前広場を原状に復さなければならない。

10 損害賠償

許可利用者及び一般利用者は、故意又は過失により駅前広場を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が当該損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

【備考】

施行期日

令和5年8月1日

【担当課：都市整備課】

議案第 2 号 豊田市附属機関条例の一部を改正する条例

【要旨】

地域におけるいじめ防止対策の機能を強化するため、教育委員会の附属機関として豊田市いじめ防止対策委員会及び豊田市いじめ問題調査委員会を設置する。

豊田市いじめ防止対策委員会及び豊田市いじめ問題調査委員会の設置（令和 5 年 4 月 1 日以後）

附属機関名	担任する事項	委員定数	委員選任の基準
豊田市いじめ防止対策委員会	いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策に関する審議	15 人以内	公共的団体等が推薦する者 弁護士 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 関係行政機関の職員 学識経験者 その他教育委員会が適当と認める者
豊田市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定により行ういじめに関する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議	15 人以内	公共的団体等が推薦する者 弁護士 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 関係行政機関の職員 学識経験者 その他教育委員会が適当と認める者

【担当課：学校教育課】

議案第 3 号 豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

公益的法人等に必要な人的援助を行うため、職員を派遣することができる公益的法人等に、一般社団法人おいでん・さんそんを追加する。

職員を派遣することができる公益的法人等の追加（令和 5 年 4 月 1 日以後）

職員を派遣することができる公益的法人等に、一般社団法人おいでん・さんそんを追加する。

【備考】

一般社団法人おいでん・さんそんの概要

（１）事業内容

ア 都市山村交流のコーディネートに関する事業

イ 地域活動の支援に関する事業

ウ 地域の情報の収集と発信に関する事業

エ 地域の定住の促進に関する事業

オ 地域の産業振興に関する事業

カ 地域づくり人材の育成に関する事業

キ 地域づくりに関する調査及び研究事業

（２）職員数

19 人

（３）設立年月日

平成 29 年 2 月 1 日

【担当課：人事課】

議案第 4 号 豊田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

職員の服務の宣誓について、任命権者等の面前で署名する方式から、任命権者に宣誓書を提出する方式に変更する。

宣誓の方式の変更

服務の宣誓について、任命権者又は任命権者の定める上級の地方公務員の面前で署名する方式から、任命権者に宣誓書を提出する方式に変更する。

【担当課：人事課】

議案第 5 号 豊田市基金条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市交通安全基金、豊田市社会福祉基金及び豊田市青少年健全育成基金の額を変更するとともに、豊田市高橋節郎館活動基金及び豊田市博学未来創造基金を設置する。

1 既存基金の額の変更

名 称	現 行	改 正 後
豊田市交通安全基金	1億2,667万6,665円	1億2,668万6,665円
豊田市社会福祉基金	5億1,044万8,787円	5億1,234万3,940円
豊田市青少年健全育成基金	5,822万6,806円	5,827万6,806円

2 新規基金の設置

(1) 豊田市高橋節郎館活動基金（令和5年4月1日以後）

名 称	種 類	設置目的	積 立 額	処分目的
豊田市高橋節郎館活動基金	資金積立基金	美術文化の振興を図るため	1 歳入歳出予算に定める金額 2 この基金の運用から生ずる収益金	設置目的を達成するための財源に充てるため

(2) 豊田市博学未来創造基金

名 称	種 類	設置目的	積 立 額	処分目的
豊田市博学未来創造基金	資金積立基金	教育の振興を図るため	1 歳入歳出予算に定める金額 2 この基金の運用から生ずる収益金	設置目的を達成するための財源に充てるため

【担当課：財政課】

議案第 6 号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の延べ面積の特例認定申請等の手数料の設定等をするとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料の設定をするほか、所要の改正を行う。

1 建築物の延べ面積の特例認定申請等に係る手数料の設定等

(1) 建築物の延べ面積の特例認定申請等に係る手数料の設定（令和 5 年 4 月 1 日以後）

種 類	金 額
建築物の延べ面積の特例認定申請	27,000円
建築物の高さの特例許可申請	160,000円
高度地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円

(2) 建築物の建蔽率の特例許可申請及び建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請に係る手数料の額の引上げ

種 類	現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
	金 額	金 額
建築物の建蔽率の特例許可申請	33,000円	160,000円
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請	33,000円	160,000円

2 低炭素建築物新築等計画認定申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料の設定

種 類			金 額	
低炭素建築物新築等計画認定申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（	一戸建て住宅	1件につき	19,100円（計画の変更に係る場合にあっては、10,100円）
		共同住宅等	1棟の戸数が1のもの	19,100円（計画の変更に係る場合にあっては、10,100円）
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	35,900円（計画の変更に係る場合にあっては、19,000円）

2) 及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件につき	51,900円(計画の変更に係る場合にあっては、27,700円)
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1件につき	74,600円(計画の変更に係る場合にあっては、40,200円)
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1件につき	112,600円(計画の変更に係る場合にあっては、61,300円)
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1件につき	170,300円(計画の変更に係る場合にあっては、93,900円)
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1件につき	242,600円(計画の変更に係る場合にあっては、135,200円)
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1件につき	313,400円(計画の変更に係る場合にあっては、174,200円)
	1棟の総戸数が301以上のもの	1件につき	356,500円(計画の変更に係る場合にあっては、197,000円)

3 語句の整理等

(1) 手数料の種類及び金額に係るもの

現 行		令和5年4月1日以後	
種 類	金 額	種 類	金 額
総合的 <u>設計による一団地の建築物の特例認定申請</u>	建築物の数が <u>2</u> である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請</u>	建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請	建築物（ <u>既存建築物を除く</u> 。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定申請	建築物（ <u>建築等をするものに限る</u> 。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
総合的 <u>設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請</u>	建築物の数が2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える建築	<u>広い空地を有する一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物の特例許可申請</u>	建築物の数が1又は2である場合にあっては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては238,000円に2を超える

	物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
<u>既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例許可申請</u>	建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> ）以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>広い空地を有する一団の土地の区域内の既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例許可申請</u>	建築物（ <u>建築等をするものに限る。</u> ）以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
<u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請</u>	建築物（ <u>同一敷地内認定建築物を除く。</u> ）以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	<u>一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請</u>	建築物（ <u>新築又は増築等をするものに限る。</u> ）以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請	建築物（同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告認定対象区域又は公告許可対象区域内における一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の特例許可申請	建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
---	---	---	---

（２）現に引用している建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の条項の整理

＜現 行＞

第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）

第１条第１項第２号イ（２）（ii）

→

＜改正後＞

第１条第１項第２号イ（２）

第１条第１項第２号イ（２）

【担当課：建築相談課】

議案第 7 号 豊田市財産区管理会条例の一部を改正する条例

【要旨】

地域の実情に応じて財産区管理委員を適切に選出するため、財産区管理委員の被選挙権の要件を緩和する。

財産区管理委員の被選挙権の要件の緩和

現 行	改 正 後
当該財産区の区域内に <u>3 月以上住所を有する者（世帯主に限る。）</u> で、市の議会の議員の被選挙権を有するもの	当該財産区の区域内に <u>3 月以上住所を有する者で、市の議会の議員の被選挙権を有するもの</u>

【担当課：足助支所】

議案第 8 号 子ども、高齢者等の施設利用に係る料金の無料化のための関係
条例の整備に関する条例

【要旨】

公共施設の利用を通じて、子どもの人間性の育成と市への愛着の醸成を図るとともに、高齢者の外出促進による健康づくりと生き生きとした暮らしの実現を図るため、学び又は体験に資する施設における子ども、高齢者等の利用に係る使用料及び利用料金の一部を無料とする。

子ども、高齢者等の施設利用に係る使用料及び利用料金の無料化（令和 5 年 4 月 1 日以後）

（１）対象施設

ア 豊田地域文化広場条例関係

豊田地域文化広場の体育館、屋内プール及び柔道場の個人利用に係る利用料金

イ 豊田市青少年育成施設条例関係

豊田市総合野外センターの利用に係る使用料

ウ 豊田市体育施設条例関係

（ア）豊田市総合体育館の第 1 競技場、第 2 競技場、多目的ルーム及びクライミングウォール、豊田市旭総合体育館の競技場、豊田市猿投コミュニティセンター体育館の競技場、豊田市東山体育センターの競技場、豊田市松平体育館の競技場、豊田市武道館、豊田市旭武道場、豊田市猿投コミュニティセンター武道場並びに豊田市旭弓道場の個人利用並びに豊田市総合体育館のトレーニングルーム、豊田市足助プール及び豊田市下山西部プールの利用に係る使用料

（イ）豊田市西部体育館の競技場、豊田市高岡公園体育館の競技場及び多目的ルーム並びに豊田市藤岡体育センターの競技場の個人利用並びに豊田市西部体育館のトレーニングルームの利用に係る利用料金

エ 豊田市猿投棒の手ふれあい広場条例関係

猿投棒の手ふれあい広場におけるふれあいホールの多目的ホールをスポーツで利用する場合の個人利用に係る利用料金

オ 豊田市里山くらし体験館条例関係

豊田市里山くらし体験館の宿泊利用に係る使用料

カ 豊田市交通安全学習センター条例関係

豊田市交通安全学習センターの遊戯施設の利用に係る使用料

キ 豊田市下山保健福祉センター条例関係

豊田市下山保健福祉センターまどいの丘における生きがい活動センターの弓道場の利用（専用利用の場合を除く。）に係る使用料

ク 豊田市障害者総合福祉会館条例関係

サン・アビリティーズ豊田の体育室の個人利用に係る使用料

ケ 豊田市トレーニングセンター条例関係

小原トレーニングセンターの競技場、足助トレーニングセンターの競技場、ふれあいセンター萩野の競技場、下山トレーニングセンターの競技場及び緑の公園の弓道場の個人利用に係る使用料

コ 豊田市森林会館条例関係

豊田市森林会館の創作実習室の個人利用に係る使用料

サ 豊田産業文化センター条例関係

豊田産業文化センターにおける産業科学センターのプラネタリウムの利用に係る使用料

シ 豊田市旭高原自然活用村条例関係

豊田市旭高原自然活用村のきらめき館天文台の通常利用に係る利用料金

ス 豊田市香嵐渓施設条例関係

三州足助屋敷の利用に係る利用料金

セ 豊田市小原和紙のふるさと条例関係

豊田市小原和紙のふるさとの小原和紙美術館の観覧料

(2) 対象者

ア 市内に在住する18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び70歳以上の者（（1）イ及びカに係る場合を除く。）

イ アに掲げる者のほか、市内に在住する者で特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生（第3学年までの学生に限る。）

ウ 市外に在住する者で、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校若しくは高等学校に通う園児、児童若しくは生徒又は高等専門学校に通う学生（第3学年までの学生に限る。）

エ イ及びウに掲げる者に準ずる者で、市長が認めるもの

【担当課：財政課】

議案第 9 号 豊田市美術館条例及び豊田市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

博物館法の一部改正に伴い、豊田市美術館の設置の根拠法を変更するとともに、現に引用している条項等を整理する。

1 豊田市美術館条例の一部改正

(1) 豊田市美術館の設置の根拠法の変更

＜現 行＞	＜令和 5 年 4 月 1 日以後＞
博物館法第 18 条	→ 地方自治法第 244 条の 2

(2) 現に引用している博物館法の条項の整理

＜現 行＞	＜令和 5 年 4 月 1 日以後＞
第 20 条第 1 項	→ 第 23 条第 1 項

2 豊田市旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正

現に引用している博物館法の条項等の整理

＜現 行＞	＜令和 5 年 4 月 1 日以後＞
第 29 条に規定する博物館 に相当する施設	→ 第 31 条第 2 項に規定する 指定施設

【担当課：美術館、感染症予防課】

議案第 10 号 豊田市文化財施設条例の一部を改正する条例

【要旨】

城跡公園足助城の利用を通じて、子どもの人間性の育成と市への愛着の醸成を図るとともに、高齢者の外出促進による健康づくりと生き生きとした暮らしの実現を図るため、子ども、高齢者等の利用に係る利用料金を無料とするほか、旧鈴木家住宅の設置に関し必要な事項を定める。

1 子ども、高齢者等による城跡公園足助城の利用に係る利用料金の無料化（令和5年4月1日以後）

中学生以下の者に加え、次に掲げる者について、城跡公園足助城の利用に係る利用料金を無料とする。

- （1）市内に在住する18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び70歳以上の者
- （2）（1）に掲げる者のほか、市内に在住する者で特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生（第3学年までの学生に限る。）
- （3）市外に在住する者で、市内の特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生（第3学年までの学生に限る。）
- （4）（2）及び（3）に掲げる者に準ずる者で、市長が認めるもの

2 旧鈴木家住宅の設置（令和5年8月4日以後）

名 称	位 置
旧鈴木家住宅	豊田市足助町本町20番地

【担当課：文化財課】

議案第 1 1 号 豊田市古瀬間聖苑条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市古瀬間聖苑の利用資格を明確にするとともに、市民が許可を受けて火葬施設を利用する場合及び市民が亡くなった際にその関係者が火葬施設を利用する場合の使用料について一部を除き無料とするほか、所要の改正を行う。

- 1 利用資格の明確化（令和 5 年 4 月 1 日以後）

豊田市又はみよし市において住民基本台帳に記録されている者のほか、これに該当しない者であっても、死亡時に豊田市又はみよし市において住民基本台帳に記録されていた者のためであれば、豊田市古瀬間聖苑（以下「聖苑」という。）を利用することができることを明確にする。
- 2 豊田市民又はみよし市民について設定された使用料の額が適用される対象の拡大と明確化（令和 5 年 4 月 1 日以後）

豊田市民又はみよし市民について設定された使用料の額が適用される場合は、次に掲げるとおりとする。

 - （1）豊田市民について設定された使用料の額が適用される場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 豊田市において住民基本台帳に記録されている者が聖苑の利用許可を受けたとき。ただし、当該利用許可を受けた者の親族が死亡した場合で、その者のために聖苑の利用許可を受けたときに限る。
 - イ 死産児の父、母その他の親族が豊田市において住民基本台帳に記録されている場合であって、これらの者のいずれかが当該死産児のために聖苑の利用許可を受けたとき。
 - ウ 豊田市において住民基本台帳に記録されている者が死亡した場合であって、その者のためにその関係者が聖苑の利用許可を受けたとき。
 - （2）みよし市民について設定された使用料の額が適用される場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア みよし市において住民基本台帳に記録されている者が聖苑の利用許可を受けたとき。ただし、当該利用許可を受けた者の親族が死亡した場合で、その者のために聖苑の利用許可を受けたときに限る。
 - イ 死産児の父、母その他の親族がみよし市において住民基本台帳に記録されている場合であって、これらの者のいずれかが当該死産児のために聖苑の利用許可を受けたとき。
 - ウ みよし市において住民基本台帳に記録されている者が死亡した場合であって、その者のためにその関係者が聖苑の利用許可を受けたとき。

3 火葬施設の使用料の見直し（令和5年4月1日以後）

2（1）のいずれかに該当する場合の火葬施設（待合室を含む。）の利用（胞衣及び産汚物のために利用する場合を除く。）に係る使用料は、無料とする。

【担当課：総務監査課】

議案第 1 2 号 豊田市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

【要旨】

一般廃棄物の適切な処理の確保のため、豊田市一般廃棄物処理施設において利用者が搬入する廃棄物の検査を可能とするための規定を整備するほか、豊田市緑のリサイクルセンター及び豊田市グリーン・クリーンふじの丘の施設能力の変更その他所要の改正を行う。

- 1 利用者が搬入する廃棄物の検査を可能とするための規定の整備（令和 5 年 4 月 1 日以後）

豊田市一般廃棄物処理施設における適切な一般廃棄物の処理を確保するため、処理施設において、利用者が搬入する廃棄物を検査することができる旨の規定を整備する。

- 2 利用者が搬入する廃棄物の検査の実効性を確保するための規定の整備（令和 5 年 4 月 1 日以後）

豊田市一般廃棄物処理施設の利用許可の取消し等の対象に、利用者が正当な理由なく搬入する廃棄物の検査を拒んだときを追加する。

- 3 豊田市緑のリサイクルセンターの施設能力の変更

現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
廃棄物の再生処理 26 t / 24 時間	廃棄物の再生処理 (1) 破碎 22.5 t / 日 (2) 発酵・熟成 27.0 t / 日

- 4 豊田市グリーン・クリーンふじの丘の施設能力の変更

現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
不燃ごみの埋立処分 容積 125,000 m ³	不燃ごみの埋立処分 容積 148,000 m ³

【担当課：清掃施設課】

議案第 13 号 豊田市福祉センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

使用料の納付期限の設定、使用料の利用日後の納付を可能とする特例の設定、使用料の還付について基準に基づいて判断することを明確にするための規定の整備を行うほか、所要の改正を行う。

1 使用料の納付期限の設定（令和 5 年 6 月 1 日以後）

利用者が納付すべき豊田市福祉センター（以下「福祉センター」という。）のホールの使用料の納付期限は利用日前の市長が指定する日とし、会議室の使用料の納付期限は利用日とする。

2 使用料の利用日後の納付を可能とする特例の設定（令和 5 年 6 月 1 日以後）

使用料の利用日後の納付を可能とする特例を、次のように設定する。

（１）次のいずれかに該当する場合は、福祉センターのホール又は会議室の利用日後において、その使用料を納付することができる。

ア 地方自治法第 232 条の 6 第 1 項の規定による公金振替の方法により納付がなされる場合

イ その他市長が必要と認めた場合

（２）（１）による使用料の納付は、市長が別に定める日までになされなければならない。

3 使用料の還付について基準に基づいて判断することを明確にするための規定の整備（令和 5 年 6 月 1 日以後）

市長において特別の事情があると認めて既納の使用料の全部又は一部を還付するときは、市長が別に定める基準に基づいて行う旨の規定を整備する。

【担当課：総務監査課】

議案第 14 号 豊田市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

認定こども園における子どもの安全を確保するため、自動車を運行する場合の子どもの所在の確認の義務付けを行うとともに、職員による子どもに対する虐待等を禁止する規定を整備する。

- 1 自動車を運行する場合の子どもの所在の確認の義務付け（令和 5 年 4 月 1 日以後）
 - （1）認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。
 - （2）認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。
- 2 職員による子どもに対する虐待等を禁止する規定の整備（令和 5 年 4 月 1 日以後）

認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【担当課：保育課】

議案第 15 号 豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設に対する安全計画の策定等の義務付け、自動車を運行する場合の児童の所在の確認の義務付け、業務継続計画の策定等の努力義務化、児童福祉施設の長の児童に対する懲戒に係る規定の廃止のほか、所要の改正を行う。

1 安全計画の策定等の義務付け（令和 5 年 4 月 1 日以後）

- （１）児童福祉施設（助産施設を除く。（２）及び（４）並びに 2（１）において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- （２）児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- （３）保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- （４）児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

2 自動車を運行する場合の児童の所在の確認の義務付け（令和 5 年 4 月 1 日以後）

- （１）児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。
- （２）保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

3 保育所と他の社会福祉施設を併設する場合に設備及び職員を兼ねることができる規定の整備（令和5年4月1日以後）

保育所と他の社会福祉施設を併せて設置するときは、保育所の設備及び職員は、保育に支障がない場合、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができることとする。

4 懲戒に係る規定の廃止

親権を行う児童福祉施設の長の児童に対する懲戒に係る権限の濫用禁止を定めた規定を廃止する。

5 業務継続計画の策定等の努力義務化（令和5年4月1日以後）

- （1）児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- （2）児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- （3）児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

6 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

現 行	令和5年4月1日以後
児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> よう努めなければならない。	児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、 <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施する</u> よう努めなければならない。

【担当課：保育課】

議案第 16 号 豊田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に対する業務継続計画の策定等の努力義務化、園長の園児に対する懲戒に係る規定の廃止のほか、所要の改正を行う。

- 1 業務継続計画の策定等の努力義務化（令和 5 年 4 月 1 日以後）
 - （１）幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育）を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - （２）幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
 - （３）幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
- 2 幼保連携型認定こども園と他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる規定の整備（令和 5 年 4 月 1 日以後）
 - （１）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 6 項に規定する園児の保育に直接従事する職員であっても、保育に支障がない場合、他の社会福祉施設の職員を兼ねることができることとする。
 - （２）乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所であっても、保育に支障がない場合、他の社会福祉施設の設備を兼ねることができることとする。
- 3 懲戒に係る規定の廃止
園長の園児に対する懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を廃止する。

【担当課：保育課】

議案第 17 号 豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等に対する安全計画の策定等の義務付け、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認の義務付け、利用乳幼児に対する懲戒に係る規定の廃止のほか、所要の改正を行う。

- 1 安全計画の策定等の義務付け（令和 5 年 4 月 1 日以後）
 - （１）家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 - （２）家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - （３）家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - （４）家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
- 2 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認の義務付け（令和 5 年 4 月 1 日以後）
 - （１）家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
 - （２）家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認（利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

- 3 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設等を併設する場合に設備及び職員を兼ねることができる規定の整備（令和5年4月1日以後）

家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育に支障がない場合に限り、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができることとする。

- 4 懲戒に係る規定の廃止

家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する懲戒に係る権限の濫用禁止を定めた規定を廃止する。

- 5 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

現 行	令和5年4月1日以後
家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない</u> 。	家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、 <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない</u> 。

【担当課：保育課】

議案第18号 豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園及び保育所の管理者の教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に係る規定を廃止する。

懲戒に係る規定の廃止

特定教育・保育施設のうち幼保連携型認定こども園及び保育所の管理者の教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に係る権限の濫用禁止を定めた規定を廃止する。

【担当課：保育課】

議案第 19 号 豊田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業者に対する安全計画の策定等の義務付け、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認の義務付け、業務継続計画の策定等の努力義務化のほか、所要の改正を行う。

- 1 安全計画の策定等の義務付け（令和 5 年 4 月 1 日以後）
 - （１）放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項について計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 - （２）放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - （３）放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - （４）放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
- 2 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認の義務付け（令和 5 年 4 月 1 日以後）

放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないこととする。
- 3 業務継続計画の策定等の努力義務化（令和 5 年 4 月 1 日以後）
 - （１）放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - （２）放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- (3) 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

4 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

現 行	令和5年4月1日以後
放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> よう努めなければならない。	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 <u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> に実施するよう努めなければならない。

【担当課：次世代育成課】

議案第 2 0 号 豊田市地域広場条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市ふれあい広場の新設及び廃止並びに豊田市ちびっこ広場の新設に伴い、所要の改正を行う。

- 1 新設する豊田市ふれあい広場
篠原町ふれあい広場
- 2 廃止する豊田市ふれあい広場
岩倉西ふれあい広場
小峯町ふれあい広場
- 3 新設する豊田市ちびっこ広場
大林5丁目ちびっこ広場
四郷森前ちびっこ広場

【備考】

改正後のふれあい広場の数	1 1 8 か所（1 か所減）
改正後のちびっこ広場の数	4 2 4 か所（2 か所増）

【担当課：公園緑地つかう課】

議案第 2 1 号 豊田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【要旨】

健康保険法施行令の一部改正に準じて、出産育児一時金の支給額を引き上げる。

出産育児一時金の支給額の引上げ	
＜現 行＞	＜令和5年4月1日以後＞
4 0 万 8 , 0 0 0 円	→ 4 8 万 8 , 0 0 0 円

【担当課：国保年金課】

議案第 22 号 豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【要旨】

国民健康保険事業費納付金の納付に必要な額を補うため、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額の税率等を引き上げるほか、所要の改正を行う。

1 国民健康保険税率等の引上げ

(1) 後期高齢者支援金等課税額に係る税率等

区 分	現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
所得割額	100 分の 1.80	100 分の 1.90
被保険者均等割額	6,800 円	9,000 円

(2) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率

現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
100 分の 1.55	100 分の 1.84

2 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額に対する減額措置の額の引上げ

(1) 低所得者世帯に係る減額措置

区 分	現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
ア 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	4,760 円	6,300 円
イ 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（アを除く。）	3,400 円	4,500 円

ウ 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等がある場合には、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（ア及びイを除く。）	1,360円	1,800円
---	--------	--------

（２）未就学児に係る減額措置

区 分	現 行	令和5年4月1日以後
ア （１）アに規定する金額を減額した世帯	1,020円	1,350円
イ （１）イに規定する金額を減額した世帯	1,700円	2,250円
ウ （１）ウに規定する金額を減額した世帯	2,720円	3,600円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	3,400円	4,500円

【備考】

1 給与所得者等

給与等の収入金額が55万円を超える者、65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円を超える者及び65歳以上で公的年金等の収入金額が110万円（当分の間は、125万円）を超える者

2 特定同一世帯所属者

国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの

【担当課：国保年金課】

議案第 23 号 豊田市高岡農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市高岡農村環境改善センターの多目的ホールの利用を通じて、子どもの人間性の育成と市への愛着の醸成を図るとともに、高齢者の外出促進による健康づくりと生き生きとした暮らしの実現を図るため、子ども、高齢者等の利用に係る使用料を無料とするほか、使用料の還付について基準に基づいて判断することを明確にするための規定の整備その他所要の改正を行う。

- 1 多目的ホールの個人利用に係る使用料の無料化（令和 5 年 4 月 1 日以後）
次に掲げる者の豊田市高岡農村環境改善センター（以下「センター」という。）の多目的ホールの個人利用に係る使用料は、無料とする。
 - （１）市内に在住する 18 歳以下の者（18 歳の者にあつては、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。）及び 70 歳以上の者
 - （２）（１）に掲げる者のほか、市内に在住する者で特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生（第 3 学年までの学生に限る。）
 - （３）市外に在住する者で、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校若しくは高等学校に通う園児、児童若しくは生徒又は高等専門学校に通う学生（第 3 学年までの学生に限る。）
 - （４）（２）及び（３）に掲げる者に準ずる者で、市長が認めるもの
- 2 使用料の還付について基準に基づいて判断することを明確にするための規定の整備（令和 5 年 4 月 1 日以後）
市長において特別の事情があると認めて既納の使用料の全部又は一部を還付するときは、市長が別に定める基準に基づいて行う旨の規定を整備する。
- 3 利用時間を延長する場合の使用料に係る規定の廃止（令和 5 年 4 月 1 日以後）
センターの利用時間を延長する場合の使用料に係る規定を廃止する。
- 4 利用時間を短縮した場合の使用料に係る規定の整備（令和 5 年 4 月 1 日以後）
災害その他利用者の責めに帰することができない理由によりセンターの利用時間を短縮する場合の使用料の額について、当該利用時間区分の使用料の 4 分の 1 に相当する額に、利用時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上 1 時間未満は 1 時間とする。）を乗じて得た額とする旨の規定を整備する。

【担当課：農地整備課】

議案第 24 号 豊田市農林漁家高齢者センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、豊田市農林漁家高齢者センターの附属設備である炭窯を廃止する。

炭窯の廃止

炭窯を廃止する。

【担当課：農政企画課】

議案第 25 号 豊田市都市公園使用料及び利用料金条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市都市公園の公園施設の利用を通じて、子どもの人間性の育成と市への愛着の醸成を図るとともに、高齢者の外出促進による健康づくりと生き生きとした暮らしの実現を図るため、子ども、高齢者等の利用に係る使用料及び利用料金の一部を無料とするほか、所要の改正を行う。

1 子ども、高齢者等による公園施設の利用に係る使用料及び利用料金の無料化（令和5年4月1日以後）

（1）次に掲げる者について、猿投公園の陸上競技場の競技場、弓道場及びアーチェリー場、毘森公園の弓道場、猿投公園の体育館の競技場、柳川瀬公園の体育館の競技場並びに豊田スタジアムのスポーツプラザ屋内プールの個人利用に係る使用料を無料とする。

ア 市内に在住する18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び70歳以上の者

イ アに掲げる者のほか、市内に在住する者で特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生（第3学年までの学生に限る。）

ウ 市外に在住する者で、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校若しくは高等学校に通う園児、児童若しくは生徒又は高等専門学校に通う学生（第3学年までの学生に限る。）

エ イ及びウに掲げる者に準ずる者で、市長が認めるもの

（2）（1）のアからエまでに掲げる者について、井上公園の水泳場の個人利用及びトレーニングルームの利用並びに加茂川公園の水泳場のプールの利用に係る利用料金を無料とする。

2 現に引用している豊田市道路の管理及び占用に関する条例の規定の整理
＜現 行＞ ＜改正後＞

別表の5（1）	→	別表の6（1）
別表の6（1）		別表の7（1）

【担当課：公園緑地つかう課】

議案第 26 号 豊田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

矢作川・境川流域関連豊田市公共下水道事業計画の変更に伴い、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の計画処理人口等を変更する。

1 矢作川・境川流域関連豊田市公共下水道事業計画の変更に伴う公共下水道事業の計画処理人口等の変更

区 分	現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
計画処理人口	32万2,844人	34万2,670人
計画処理区域面積	5,946ha	6,140ha
計画1日最大処理水量	12万9,709m ³	13万4,832m ³

2 矢作川・境川流域関連豊田市公共下水道事業計画の変更に伴う特定環境保全公共下水道事業の計画処理人口等の変更

区 分	現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
計画処理人口	8,160人	8,180人
計画処理区域面積	276ha	284ha
計画1日最大処理水量	4,809m ³	5,508m ³

【担当課：（上下水）企画課】

議案第 27 号 豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

【要旨】

豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業の完了に伴い、施行規程を廃止する。

施行規程の廃止（令和 5 年 4 月 1 日）

豊田都市計画事業豊田寺部土地区画整理事業施行規程を廃止する。

【担当課：市街地整備課】

議案第 28 号から議案第 40 号まで 令和 4 年度豊田市補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料 2）」参照

議案第 41 号から議案第 53 号まで 令和 5 年度豊田市予算

→「予算関係議案の要旨（資料 2）」参照

議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について（都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第 1 工区その 4））

【要旨】

都市機能を高める道路ネットワークを形成するため、都市計画道路高橋細谷線を改良整備する。

- 1 契約目的 都市計画道路高橋細谷線道路改良工事（長興寺第 1 工区その 4）
- 2 契約金額 2, 7 2 1, 4 0 0, 0 0 0 円
- 3 相手方 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目 2 5 番 2 5 号
前田建設工業株式会社 中部支店
常務執行役員支店長 稼農 泰嘉
- 4 契約方法 一般競争入札（1 名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市秋葉町ほか地内
- 2 工事概要
 - (1) 延長 3 6 0 m
 - (2) 内 容

ア	門型カルバート工	1 1 6 m
イ	道路改良工	一式
ウ	管渠 ^{きよ} 工	6 5 m
エ	護岸工	2, 2 5 8 m ²
オ	仮設道路工	一式
- 3 完成予定日 令和 8 年 3 月 2 0 日

【担当課：街路課】

議案第 55 号 工事請負契約の変更について（（仮称）豊田市博物館建築工事）

【要旨】

地中から出現した産業廃棄物の撤去及び処分の追加並びにこれに伴う建物基礎の高さの変更により、契約金額について変更契約を締結する。

- 1 契約目的 （仮称）豊田市博物館建築工事
- 2 契約金額

変更前金額	3, 580, 500, 000円
変更後金額	3, 612, 400, 000円
増減額	31, 900, 000円
- 3 相手方

清水・トヨタ T & S・三栄建設共同企業体
代表者 名古屋市中区錦一丁目3番7号
清水建設株式会社 名古屋支店
常務執行役員支店長 新村 達也

【備考】

- 1 当初契約日 令和3年12月20日
- 2 工事場所 豊田市小坂本町地内
- 3 変更前工事概要
 - (1) 主建築物

ア 構造	木造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造4階建て
イ 延べ面積	7, 878.80㎡
 - (2) 附属建築物

ア 構造	鉄骨造平屋建て
イ 延べ面積	30.40㎡
ウ 内容	屋外トイレ
 - (3) 外構工事

ア 駐車場	6, 400㎡
イ 広場等	22, 400㎡
- 4 変更内容
 - (1) 地中から出現した産業廃棄物の撤去及び処分の追加

ア 産業廃棄物の撤去及び処分	0㎡ ³ → 96㎡ ³
イ 建物の基礎工事の際、地中からコンクリート片等の産業廃棄物が出たため	

(2) 産業廃棄物の撤去に伴う建物基礎の高さの変更

- ア 建物基礎について、当初は2.1メートルの高さとすることとしていたが、場所により0.5メートルから1.2メートル高くするもの
- イ (1)の産業廃棄物の撤去により、建物基礎の高さを変更する必要性が生じたため

5 完成予定日 令和6年3月8日

【担当課：文化財課】

議案第 5 6 号 財産の取得について（都市計画道路豊田刈谷線用地（西岡町ほか地内））

【要旨】

都市機能を高める道路ネットワークを形成するため、都市計画道路豊田刈谷線の道路新設に必要な用地を取得する。

1 取得する財産

（１）種 別 土地

（２）面 積 8, 1 7 7. 7 6 平方メートル

（３）所在地 豊田市西岡町長土井 1 番 ほか 2 5 筆

2 取得価格 2 8 5, 5 3 7, 0 3 8 円

3 相手方 豊田市西町三丁目 6 0 番地
豊田市土地開発公社
理事長 安田 明弘

【備考】

1 取得単価 3 4, 9 1 6 円／㎡

2 参 考 図 5 9 ページ

【担当課：街路課】

議案第 5 7 号 包括外部監査契約の締結について

【要旨】

次の者と包括外部監査契約を締結する。

- | | | |
|---|------|-----------------------------------|
| 1 | 契約目的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約始期 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 3 | 契約金額 | 9, 4 3 8, 0 0 0 円を上限とする額 |
| 4 | 支払方法 | 監査の結果に関する報告書の提出後の一括払 |
| 5 | 相手方 | 弥富市鰯浦町上六 4 6 番地 1 0
公認会計士 林 伸一 |

【担当課：法務課】

議案第 5 8 号 特定事業契約の変更について（豊田市東部給食センター改築整備運営事業）

【要旨】

アレルギー対応給食を配送する小中学校を追加することに伴い、契約金額について変更契約を締結する。

1 契約目的 豊田市東部給食センター改築整備運営事業

2 契約金額

区 分	金 額
変更前金額 (議決金額)	10,112,863,726 円に金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算した額
変更後金額 (今回)	10,144,648,498 円に金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算した額

3 相手方 豊田市深田町三丁目 6 7 番地 1
株式会社豊田東部スクールランチサービス
代表取締役 岩東 光男

【備考】

1 変更内容

令和 6 年 1 月以後、アレルギー対応給食を提供する小中学校を 6 校追加するもの

2 契約金額の増減額（金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算しない額）

31,784,772 円

3 施設運営事業の運営期間

平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【担当課：保健給食課】

議案第 59 号 特定事業契約の変更について（豊田市北部給食センター整備運営事業）

【要旨】

アレルギー対応給食を配送する小学校を追加することに伴い、契約金額について変更契約を締結する。

1 契約目的 豊田市北部給食センター整備運営事業

2 契約金額

区 分	金 額
変更前金額 (議決金額)	9,960,497,997 円に金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算した額
変更後金額 (今回)	10,019,452,802 円に金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算した額

3 相手方 豊田市錦町一丁目95番地
株式会社豊田北部スクールランチサービス
代表取締役 岩東 光男

【備考】

1 変更内容

令和6年1月以後、アレルギー対応給食を提供する小学校を3校追加するもの

2 契約金額の増減額（金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算しない額）

58,954,805 円

3 施設運営事業の運営期間

令和2年4月1日から令和17年3月31日まで

【担当課：保健給食課】

議案第 6 0 号 市道の認定について

【要旨】

市道路網の充実整備を図るため、路線を認定する。

1 認定路線数 6 路線

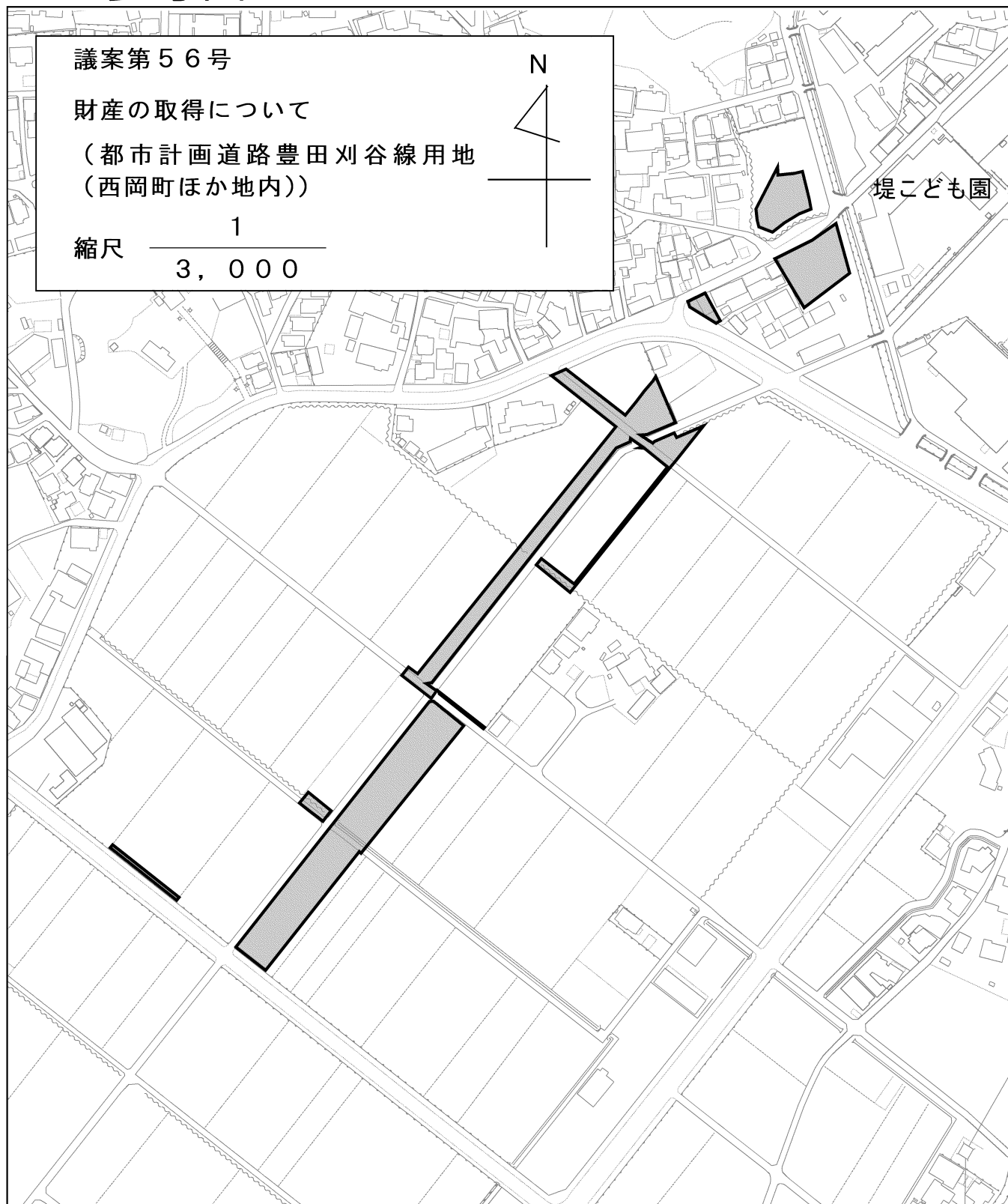
整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 終 点 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
1	小坂 1 4 号線 (5163)		豊田市小坂町 4 丁目 3 9 番 6 地先	22. 1	6. 0 (6. 0～12. 0)
			豊田市小坂町 4 丁目 3 9 番 5 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
2	宮町 9 号線 (5164)		豊田市宮町 6 丁目 9 2 番 3 地先	190. 7	5. 0 (5. 0～9. 6)
			豊田市宮町 6 丁目 3 0 番 9 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
3	田中住宅 1 2 号線 (5165)		豊田市田中町 5 丁目 3 9 番 6 9 地先	46. 6	6. 0 (6. 0～12. 0)
			豊田市田中町 5 丁目 3 9 番 7 3 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
4	畝部東 5 号線 (5166)		豊田市畝部東町寺東 1 5 番 6 地先	132. 4	5. 0 (5. 0～9. 3)
			豊田市畝部東町寺東 1 5 番 9 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
5	旭榊野 1 号線 (10419)		豊田市榊野町西洞 3 番 1 地先	565. 0	7. 0 (7. 0～50. 0)
			豊田市榊野町後田 1 6 番 1 地先		
		造成中の（仮称）榊野広場に接続する道路を市道路線として供用するため			

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
6	旭榊野2号線 (10420)		豊田市杉本町奥西山15番地 先	175.0	6.0 (6.0～52.0)
			豊田市榊野町大平6番3地先 造成中の（仮称）榊野広場に接続する道路を市 道路線として供用するため		

2 認定路線の総延長 1, 131.8m

【担当課：土木管理課】

3 参考図



凡	例
取得箇所	

令和 5 年 3 月市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

議決案件	1
------------	---

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 5 年 2 月 1 6 日

議 決

議案第 6 1 号 豊田市職員定数条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政運営を実現するため、職員の定数を変更する。

職員の定数の変更

職 員 区 分	現 行	令和 5 年 4 月 1 日以後
市長の事務部局の職員	2, 4 8 5 人	2, 4 9 5 人

【担当課：人事課】

令和 5 年 3 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 4 年度一般会計・特別会計補正予算（3 月補正）	1
2	令和 4 年度水道事業会計補正予算（3 月補正）	2 5
3	令和 4 年度下水道事業会計補正予算（3 月補正）	2 9
4	令和 5 年度一般会計・特別会計当初予算	3 3
5	令和 5 年度水道事業会計当初予算	5 9
6	令和 5 年度下水道事業会計当初予算	6 3

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 5 年 2 月 9 日

令和4年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(3月補正)

令和4年度3月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・％)

区 分		補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計		202, 440, 956	9, 319, 044	211, 760, 000	74. 4	74. 4	議案第 28 号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険		35, 086, 725	2, 515, 456	37, 602, 181	12. 9	13. 2	議案第 29 号
	土地区画整理	土 橋	175, 838	△ 222	175, 616	0. 1	0. 1	議案第 30 号
		寺 部	270, 919	246, 050	516, 969	0. 1	0. 2	
		花 園	1, 154, 315	△ 206	1, 154, 109	0. 4	0. 4	
	分 譲 住 宅 建 設		16, 007	△ 89	15, 918	0. 0	0. 0	議案第 31 号
	卸 売 市 場		246, 080	△ 2, 312	243, 768	0. 1	0. 1	議案第 32 号
	水 道 水 源 保 全		79, 821	△ 7, 837	71, 984	0. 0	0. 0	議案第 33 号
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉		27, 213	12, 796	40, 009	0. 0	0. 0	議案第 34 号
	介 護 保 険		26, 123, 777	331, 693	26, 455, 470	9. 6	9. 3	議案第 35 号
	財 産 区	盛 岡	4, 820	805	5, 625	0. 0	0. 0	議案第 36 号
		賀 茂	6, 533	576	7, 109	0. 0	0. 0	
	後 期 高 齢 者 医 療		6, 449, 598	5, 261	6, 454, 859	2. 4	2. 3	議案第 37 号
	産 業 用 地 造 成		22, 379	△ 3, 420	18, 959	0. 0	0. 0	議案第 38 号
小 計		69, 664, 025	3, 098, 551	72, 762, 576	25. 6	25. 6		
合 計 (一般会計＋特別会計)		272, 104, 981	12, 417, 595	284, 522, 576	100. 0	100. 0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収入	14, 414, 291	△ 434, 403	13, 979, 888	—	—	議案第 39 号
		支出	20, 187, 653	△ 765, 366	19, 422, 287	—	—	
	下 水 道 事 業	収入	12, 295, 306	△ 593, 948	11, 701, 358	—	—	議案第 40 号
		支出	16, 194, 019	△ 365, 002	15, 829, 017	—	—	
	支 出 合 計		36, 381, 672	△ 1, 130, 368	35, 251, 304	—	—	
総 計 (一般会計＋特別会計 ＋企業会計)		308, 486, 653	11, 287, 227	319, 773, 880	—	—		

令和4年度3月補正

一般会計

(議案第28号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	117,791,731	3,326,000	121,117,731	58.2	57.2	
2 地 方 譲 与 税	1,384,720	△ 32,795	1,351,925	0.7	0.6	
3 利 子 割 交 付 金	38,000	0	38,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	486,000	145,000	631,000	0.2	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	357,000	183,000	540,000	0.2	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,647,000	338,000	2,985,000	1.3	1.4	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,593,000	618,000	11,211,000	5.2	5.3	
8 ゴルフ場利用税交付金	336,000	24,000	360,000	0.2	0.2	
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	400,000	△ 81,000	319,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	446,000	77,724	523,724	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000	△ 5,000	54,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	103,478	△ 2,181	101,297	0.1	0.0	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,652,959	△ 60,216	2,592,743	1.3	1.2	
16 国 庫 支 出 金	29,401,404	880,040	30,281,444	14.5	14.3	
17 県 支 出 金	16,994,300	△ 532,152	16,462,148	8.4	7.8	
18 財 産 収 入	358,129	31,267	389,396	0.2	0.2	
19 寄 附 金	213,677	266,961	480,638	0.1	0.2	
20 繰 入 金	3,338,243	378,175	3,716,418	1.6	1.8	
21 繰 越 金	5,753,934	3,167,436	8,921,370	2.8	4.2	
22 諸 収 入	5,936,380	596,785	6,533,165	2.9	3.1	
23 市 債	3,000,000	0	3,000,000	1.5	1.4	
合 計	202,440,956	9,319,044	211,760,000	100.0	100.0	

歳入の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主 な 内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 市 税	3,326,000	個 人 市 民 税	899,000	30,490,000	31,389,000
		法 人 市 民 税	1,200,000	29,419,000	30,619,000
		固 定 資 産 税	1,013,000	42,271,285	43,284,285
6 法人事業税 交 付 金	338,000	法 人 事 業 税 交 付 金	338,000	2,647,000	2,985,000
7 地方消費税 交 付 金	618,000	地 方 消 費 税 交 付 金	618,000	10,593,000	11,211,000
16 国庫支出金	880,040	児 童 手 当 負 担 金	△ 164,052	4,723,565	4,559,513
		感 染 症 予 防 費 負 担 金	123,862	398,061	521,923
		新型コロナウイルス感染症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	724,736	1,227,227	1,951,963
		障がい者施設整備費補助金	△ 71,106	171,106	100,000
		都 市 構 造 再 編 集 中 事 業 費 補 助 金	176,523	475,177	651,700
		学校施設環境改善交付金	351,720	11,928	363,648
		社会資本整備総合交付金	△ 213,164	1,920,083	1,706,919
17 県 支 出 金	△ 532,152	介 護 施 設 等 整 備 事 業 費 補 助 金	△ 337,058	427,310	90,252
		新型コロナウイルス感染症 相 談 窓 口 設 置 事 業 等 補 助 金	187,102	353,858	540,960
		自 宅 療 養 者 等 医 療 提 供 事 業 費 補 助 金	△ 230,516	3,460,354	3,229,838
19 寄 附 金	266,961	教 育 振 興 事 業 寄 附 金	200,000	0	200,000
20 繰 入 金	378,175	都市計画事業土地区画整理 特 別 会 計 繰 入 金	468,154	0	468,154
21 繰 越 金	3,167,436	前 年 度 繰 越 金	3,167,436	5,753,934	8,921,370
22 諸 収 入	596,785	資 源 ご み 売 払 収 入	143,034	74,159	217,193
		二酸化炭素排出抑制対策 事 業 費 等 補 助 金	159,406	134,332	293,738
合 計	9,319,044				

(目 的 別 歳 出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	882, 521	△ 4, 005	878, 516	0. 4	0. 4	
2 総 務 費	27, 164, 744	3, 778, 015	30, 942, 759	13. 4	14. 6	
3 民 生 費	67, 885, 937	△ 51, 796	67, 834, 141	33. 5	32. 0	
4 衛 生 費	26, 121, 644	△ 220, 462	25, 901, 182	12. 9	12. 2	
5 労 働 費	164, 002	△ 212	163, 790	0. 1	0. 1	
6 農 林 水 産 業 費	3, 052, 644	△ 47, 662	3, 004, 982	1. 5	1. 4	
7 商 工 費	6, 666, 935	△ 256, 944	6, 409, 991	3. 3	3. 0	
8 土 木 費	27, 171, 989	△ 78, 136	27, 093, 853	13. 4	12. 8	
9 消 防 費	7, 320, 154	△ 105, 267	7, 214, 887	3. 6	3. 4	
10 教 育 費	27, 324, 798	6, 373, 691	33, 698, 489	13. 5	15. 9	
11 災 害 復 旧 費	234, 000	0	234, 000	0. 1	0. 1	
12 公 債 費	7, 821, 588	△ 38, 178	7, 783, 410	3. 9	3. 7	
13 諸 支 出 金	30, 000	△ 30, 000	0	0. 0	0. 0	
14 予 備 費	600, 000	0	600, 000	0. 3	0. 3	
合 計	202, 440, 956	9, 319, 044	211, 760, 000	100. 0	100. 0	

歳出の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主 な 内 訳			
			補正額	補正前	補正後
2 総務費	3,778,015	財政調整基金積立金	4,400,000	100,000	4,500,000
		交流館建設費	△ 88,017	235,413	147,396
3 民生費	△ 51,796	国民健康保険金 特別会計繰出金	800,652	2,429,518	3,230,170
		障がい者介護給付費	310,000	4,038,505	4,348,505
		障がい者施設設置支援費	△ 101,760	262,517	160,757
		特別養護老人ホーム等費	△ 320,567	401,420	80,853
		児童手当給付費	△ 210,000	6,770,433	6,560,433
6 農林水産業費	△ 47,662	卸売市場特別会計繰出金	△ 21,970	70,834	48,864
		配合飼料価格高騰対策 事業費補助金	18,000	0	18,000
7 商工費	△ 256,944	カーボンニュートラル 促進費	△ 227,000	800,000	573,000
8 土木費	△ 78,136	道路修繕費	196,950	1,696,730	1,893,680
		橋りょう修繕費	112,465	845,657	958,122
		河川等施設費	△ 71,419	262,585	191,166
		都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	△ 82,214	654,119	571,905
		特定道路建設費	△ 87,703	2,141,673	2,053,970
		緑地整備費	△ 109,286	695,361	586,075
10 教育費	6,373,691	教育施設整備基金積立金	4,000,000	1,232	4,001,232
		小設学整備校費	1,200,836	720,169	1,921,005
		中設学整備校費	710,722	378,104	1,088,826
		博学未来創造基金積立金	200,000	0	200,000
		博物館費	493,074	3,425,222	3,918,296
		中央公園費	98,900	1,886,210	1,985,110
合 計	9,319,044				

継続費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	2 地域振興費	若園交流館改築事業	1,179,300	令和2	24,000	1,095,083	令和2	24,000
				3	964,700		3	964,700
				4	190,600		4	106,383
		どんぐりの里再整備事業	462,000	2	393,900	457,800	2	393,900
				3	63,900		3	63,900
				4	4,200		4	0
3 民生費	4 児童福祉費	市有建築物 長寿命化改修事業 （こども発達センター）	230,000	3	170,000	208,472	3	170,000
				4	60,000		4	38,472
4 衛生費	3 清掃費	緑のリサイクルセンター 設備改修事業	466,300	3	317,700	457,600	3	317,700
				4	148,600		4	139,900
		市有建築物 長寿命化改修事業 （藤岡プラント）	147,000	3	120,000	138,490	3	120,000
				4	27,000		4	18,490
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業 （竜宮橋）	130,000	3	65,000	130,000	3	65,000
				4	65,000		4	44,090
							5	20,910
		市道改良事業 （市道藤岡田中二反田線）	150,000	2	75,000	121,492	2	75,000
				3	45,000		3	45,000
				4	30,000		4	1,492

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	若園中学校技術科棟 改築事業	435,000	令和 2	17,200	409,494	令和 2	17,200
				3	309,600		3	309,600
				4	108,200		4	82,694
	7 社会費 教育費	(仮)豊田市博物館 建設事業	8,089,100	3	2,021,300	8,089,100	3	2,021,300
				4	3,185,400		4	3,678,474
				5	2,882,400		5	2,389,326
		旧鈴木家住宅保存整備事業 (その3)	745,000	平成 30	123,000	701,000	平成 30	123,000
				令和 元	290,000		令和 元	290,000
				2	225,000		2	225,000
				3	9,000		3	9,000
				4	98,000		4	54,000
		豊田スタジアム 長寿命化改修事業	3,162,200	2	945,000	3,152,500	2	945,000
				3	1,244,600		3	1,244,600
				4	771,600		4	861,900
				5	201,000		5	101,000
	8 文化費 体育費	豊田スタジアム 長寿命化改修事業 (その2)	522,800	4	261,400	522,800	4	270,000
				5	261,400		5	252,800

繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 障がい者福祉費	サービス継続支援事業費補助事業	4,200
		ＩＣＴ導入モデル事業費補助事業	5,307
		ロボット等導入支援事業費補助事業	3,716
	3 老人福祉費	高齢者施設防災改修費補助事業	16,491
4 衛生費	1 保健衛生費	地域リハilynベーションセンター 備品取得事業	990
6 農林水産費	1 農業費	配合飼料価格高騰対策補助事業	18,000
	2 農地費	地籍調査事業	57,500
7 商工費	1 商工費	宿泊事業者等支援事業	650,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	路面舗装事業 （市道長興寺今線外4路線）	198,000
		路面舗装事業 （市道下山分里新田線）	12,000
		橋りょう修繕事業 （両国橋外37橋）	475,200
		市道新設事業 （市道豊田西部2号線）	27,000
		市道改良事業 （市道林添九久平1号線）	20,000
		市道改良事業 （市道落合向井山線）	51,000
	3 交通安全施設費	歩道設置事業 （市道六ツ木岩倉線）	65,000
		歩行者・自転車通行環境整備事業	30,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	4 河 川 費	(仮) 水辺ふれあいプラザ整備事業	102,000
		ゆたか台団地調整池整備事業	53,000
	5 都 市 計 画 費	市 道 改 良 事 業 (寺 部 土 地 区 画 整 理 関 連)	23,000
		公 共 施 設 管 理 者 負 担 事 業 (土 橋 土 地 区 画 整 理 事 業)	50,700
		公 共 施 設 管 理 者 負 担 事 業 (花 園 土 地 区 画 整 理 事 業)	200,100
		内 環 状 線 建 設 事 業 (都 市 計 画 道 路 高 橋 細 谷 線)	5,000
		特 定 道 路 改 良 促 進 事 業 (豊 田 北 バ イ パ ス 関 連 市 道 沢 口 半 ノ 木 線 外 1 路 線)	68,000
		四 郷 南 公 園 整 備 事 業	14,500
		寺 部 2 号 公 園 整 備 事 業	63,500
		公 園 施 設 長 寿 命 化 事 業	42,500
		豊 田 市 駅 東 口 施 設 設 計 事 業 (そ の 2)	35,900
		豊 田 市 駅 東 口 駅 前 広 場 設 計 事 業	25,700
		愛 知 環 状 鉄 道 整 備 改 修 費 補 助 事 業	68,896
10 教 育 費	2 小 学 校 費	トイレ再整備・屋根外壁改修事業 (四 郷 小 学 校 外 1 0 校)	888,159
		バリアフリー化整備事業 (九 久 平 小 学 校)	123,066
		屋 外 遊 具 整 備 事 業 (平 井 小 学 校 外 1 1 校)	192,000

繰越明許費補正（追加）つづき

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	3 中 学 校 費	トイレ再整備・屋根外壁改修事業 （益富中学校外2校）	428,809
		バリアフリー化整備事業 （石野中学校外1校）	283,243
	6 学 校 教 育 費	小中特別支援学校感染症対策事業	10,539
	8 文 化 体 育 費	青少年センター改修事業	12,046
11 災害復旧費	1 災 害 復 旧 費	土木施設災害復旧事業	20,000

債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
仮 設 放 課 後 活 動 室 借 上 （ 浄 水 小 学 校 外 3 校 ）	令和5年度から 令和10年度まで	31,718
東 部 給 食 セ ン タ ー 一 改 築 整 備 ・ 運 営 業 務 委 託 事 業	令和5年度から 令和7年度まで	1,428,280千円及び金利変動、物価変動、消費税制度等の変更に伴う増減額の合計額を加算した額
北 部 給 食 セ ン タ ー 一 改 築 整 備 ・ 運 営 業 務 委 託 事 業	令和5年度から 令和16年度まで	5,366,091千円及び金利変動、物価変動、消費税制度等の変更に伴う増減額の合計額を加算した額

地方債補正（追加）

（単位：千円）

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 事 業 費	28,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 （ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率）	融資条件又は債権者との協 定による。
中 学 校 事 業 費	44,800			

地方債補正（変更）

（単位：千円）

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
地 域 振 興 事 業 費	135,900	131,600
林 業 事 業 費	52,200	40,500
道 路 橋 り ょ う 事 業 費	8,300	41,200
都 市 計 画 事 業 費	1,486,200	1,527,200
交 通 安 全 施 設 事 業 費	72,000	0
消 防 事 業 費	43,000	14,000
社 会 教 育 事 業 費	739,700	619,900
文 化 体 育 事 業 費	413,100	503,100

(性 質 別 歳 出)

(単位：千円・％)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	33,284,311	△ 19,508	33,264,803	16.4	15.7	
物 件 費	40,928,090	△ 863,456	40,064,634	20.2	18.9	
維 持 補 修 費	3,169,654	△ 89,348	3,080,306	1.6	1.5	
扶 助 費	34,646,944	36,576	34,683,520	17.1	16.4	
補 助 費 等	32,238,837	△ 325,244	31,913,593	15.9	15.1	
普通建設事業費	32,803,332	1,409,498	34,212,830	16.2	16.2	
災害復旧事業費	234,000	0	234,000	0.1	0.1	
公 債 費	7,821,588	△ 38,178	7,783,410	3.9	3.7	
積 立 金	7,706,009	8,601,070	16,307,079	3.8	7.7	
投資及び出資金	415,000	△ 50,000	365,000	0.2	0.2	
貸 付 金	512,000	0	512,000	0.3	0.2	
繰 出 金	8,081,191	657,634	8,738,825	4.0	4.1	
予 備 費	600,000	0	600,000	0.3	0.3	
合 計	202,440,956	9,319,044	211,760,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第29号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,492,828	22,479	7,515,307
	2 国庫支出金	1	0	1
	3 県支出金	23,646,856	84,287	23,731,143
	4 財産収入	244	△ 232	12
	5 繰入金	3,825,931	800,652	4,626,583
	6 繰越金	20,000	1,635,214	1,655,214
	7 諸収入	100,865	△ 26,944	73,921
	合計	35,086,725	2,515,456	37,602,181
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	387,079	△ 2,939	384,140
	2 保険給付費	23,361,675	634,317	23,995,992
	3 国民健康保険事業費納付金	10,931,001	△ 332,011	10,598,990
	4 保健事業費	361,723	△ 2,767	358,956
	5 基金積立金	244	2,218,856	2,219,100
	6 諸支出金	40,003	0	40,003
	7 予備費	5,000	0	5,000
	合計	35,086,725	2,515,456	37,602,181

(単位：千円)

議案第30号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	799	800
	2 負担金	100,000	0	100,000
	3 使用料及び手数料	100	△ 40	60
	4 繰入金	75,711	△ 26,240	49,471
	5 繰越金	1	25,254	25,255
	6 諸収入	25	5	30
	合 計	175,838	△ 222	175,616
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	175,838	△ 222	175,616
	合 計	175,838	△ 222	175,616
都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	216,000	175,083	391,083
	2 使用料及び手数料	20	33	53
	3 繰入金	4,274	△ 4,274	0
	4 繰越金	1	75,371	75,372
	5 諸収入	50,624	△ 163	50,461
	合 計	270,919	246,050	516,969
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 寺部土地区画整理費	270,919	246,050	516,969
	合 計	270,919	246,050	516,969

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき (花 園)	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	20,952	20,953
	2 負担金	580,000	29,200	609,200
	3 使用料及び手数料	80	△ 10	70
	4 繰入金	574,134	△ 51,700	522,434
	5 繰越金	63	0	63
	6 諸収入	37	1,352	1,389
	合 計	1,154,315	△ 206	1,154,109
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	1,154,315	△ 206	1,154,109
	合 計	1,154,315	△ 206	1,154,109

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき 継続費補正 (変更)	款	項	事業名	補正前			補正後				
				総額	年度	年割額	総額	年度	年割額		
					平成			平成			
				土橋 土地区画 整理費	土橋 土地区画 整理費	豊田都市計画 土地区画整理事業	38,290,000	10	70,000	10	70,000
								11	97,000	11	97,000
								12	197,000	12	197,000
								13	101,000	13	101,000
								14	34,000	14	34,000
								15	62,000	15	62,000
								16	235,000	16	235,000
								17	1,589,000	17	1,589,000
								18	1,708,000	18	1,708,000
								19	2,315,000	19	2,315,000
								20	2,613,000	20	2,613,000
								21	2,975,000	21	2,975,000
								22	3,423,000	22	3,423,000
								23	2,740,000	23	2,740,000
								24	1,820,000	24	1,820,000
								25	1,606,000	25	1,606,000
								26	2,026,000	26	2,026,000
								27	2,395,000	27	2,395,000
								28	4,126,000	28	4,126,000
								29	2,974,000	29	2,974,000
								30	1,444,000	30	1,444,000
								令和 元	1,476,000	令和 元	1,476,000
								2	1,565,000	2	1,565,000
								3	526,000	3	526,000
								4	132,600	4	132,600
								5	20,000	5	383,249
								6	12,000	6	232,151
								7	8,400	7	78,000
			8					158,000			
			9					109,000			
			10					93,000			

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき 継続費補正 (変更) つづき	款	項	事業名	補正前			補正後		
				総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
	寺部 土地 区画 整理費	寺部 土地 区画 整理費	豊田都市計画 寺土地区画 整理事業	14,540,000	平成 19	9,000	14,318,000	平成 19	9,000
					20	259,000		20	259,000
					21	112,000		21	112,000
					22	35,000		22	35,000
					23	300,000		23	300,000
					24	1,253,000		24	1,253,000
					25	777,000		25	777,000
					26	1,112,000		26	1,112,000
					27	2,240,000		27	2,240,000
					28	2,446,000		28	2,446,000
					29	2,894,000		29	2,894,000
					30	1,225,000		30	1,225,000
					令和 元	1,040,000		令和 元	1,040,000
					2	385,000		2	385,000
	3	230,000	3	230,000					
	4	223,000	4	1,000					
	花園 土地 区画 整理費	花園 土地 区画 整理費	豊田都市計画 花園土地区画 整理事業	20,975,000	平成 22	40,000	24,332,000	平成 22	40,000
					23	130,000		23	130,000
24					50,000	24		50,000	
25					266,000	25		266,000	
26					452,000	26		452,000	
27					1,380,000	27		1,380,000	
28					2,336,000	28		2,336,000	
29					2,853,000	29		2,853,000	
30					2,880,000	30		2,880,000	
令和 元					4,034,000	令和 元		4,034,000	
2					3,127,500	2		3,127,500	
3					2,211,800	3		2,211,800	
4					1,057,200	4		1,057,200	
5					100,000	5		1,911,478	
6				57,500	6	1,080,346			
				7	306,728				
				8	165,854				
				9	50,094				

(単位：千円)

議案第31号 分譲住宅 建設事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 使用料及び手数料	31	0	31
	3 繰入金	15,814	△ 2,158	13,656
	4 繰越金	159	2,069	2,228
	5 諸収入	2	0	2
	合計	16,007	△ 89	15,918
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅地造成費	15,907	△ 89	15,818
	2 予備費	100	0	100
	合計	16,007	△ 89	15,918
議案第32号 卸売市場	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	90,654	375	91,029
	2 繰入金	70,834	△ 21,970	48,864
	3 繰越金	16,830	0	16,830
	4 諸収入	67,762	19,283	87,045
	合計	246,080	△ 2,312	243,768
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸売市場費	245,580	△ 2,312	243,268
	2 予備費	500	0	500
	合計	246,080	△ 2,312	243,768

(単位：千円)

議案第33号 水道水源 保全事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 負担金	44,886	△ 374	44,512
	2 財産収入	141	140	281
	3 寄附金	1	0	1
	4 繰入金	34,790	△ 10,977	23,813
	5 繰越金	1	3,374	3,375
	6 諸収入	2	0	2
	合計	79,821	△ 7,837	71,984
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 水道水源保全費	79,821	△ 7,837	71,984
	合計	79,821	△ 7,837	71,984
議案第34号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	8,464	0	8,464
	2 繰入金	8,746	△ 5,000	3,746
	3 繰越金	1	27,796	27,797
	4 諸収入	2	0	2
	5 市債	10,000	△ 10,000	0
	合計	27,213	12,796	40,009
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 貸付事業費	15,846	0	15,846
	2 公債費	6,677	7,523	14,200
	3 諸支出金	4,690	5,273	9,963
	合計	27,213	12,796	40,009
	(地方債補正(変更))			
	起債の目的	補正前限度額	補正後限度額	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	10,000	0	

(単位：千円)

議案第35号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	7,129,623	19,694	7,149,317
	2 手数料	910	270	1,180
	3 国庫支出金	4,746,457	5,995	4,752,452
	4 支払基金交付金	6,670,611	△ 28,661	6,641,950
	5 県支出金	3,536,019	△ 13,006	3,523,013
	6 財産収入	611	1,259	1,870
	7 寄附金	1	0	1
	8 繰入金	4,033,373	△ 21,347	4,012,026
	9 繰越金	1	340,983	340,984
	10 諸収入	6,171	26,506	32,677
	合 計	26,123,777	331,693	26,455,470
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	713,225	△ 23,502	689,723
	2 保険給付費	23,920,332	△ 73,000	23,847,332
	3 地域支援事業費	1,316,500	△ 23,674	1,292,826
	4 基金積立金	153,011	289,939	442,950
	5 諸支出金	10,709	161,930	172,639
	6 予備費	10,000	0	10,000
	合 計	26,123,777	331,693	26,455,470

(単位：千円)

議案第36号 財産区（盛岡）	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 財産収入	3,784	55	3,839
	2 繰入金	1,013	0	1,013
	3 繰越金	1	750	751
	4 諸収入	22	0	22
	合計	4,820	805	5,625
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	4,819	△ 781	4,038
	2 基金積立金	1	1,586	1,587
	合計	4,820	805	5,625
財産区（賀茂）	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 財産収入	61	24	85
	2 繰入金	6,469	0	6,469
	3 繰越金	1	552	553
	4 諸収入	2	0	2
	合計	6,533	576	7,109
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	6,532	△ 3,311	3,221
	2 基金積立金	1	3,887	3,888
	合計	6,533	576	7,109

(単位：千円)

議案第 37 号 後期高齢者医療	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	5,590,809	△ 43,004	5,547,805
	2 繰 入 金	846,410	△ 6,705	839,705
	3 繰 越 金	1,000	54,832	55,832
	4 諸 収 入	11,379	138	11,517
	合 計	6,449,598	5,261	6,454,859
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総 務 費	147,836	△ 1,761	146,075
	2 広 域 連 合 納 付 金	6,290,565	7,022	6,297,587
	3 諸 支 出 金	11,197	0	11,197
	合 計	6,449,598	5,261	6,454,859
議案第 38 号 産 業 用 地 造 成 事 業	(歳 入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 繰 入 金	22,378	△ 3,625	18,753
	2 諸 収 入	1	0	1
	3 繰 越 金	—	205	205
	合 計	22,379	△ 3,420	18,959
	(歳 出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 産 業 用 地 造 成 費	22,379	△ 3,420	18,959
	合 計	22,379	△ 3,420	18,959

令和4年度

豊田市水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

令和4年度 水道事業会計 3月補正予算（議案第39号）

1 収益的収入及び支出

○水道事業収益

（単位：千円）

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営業収益	給水収益	9,134,805	△ 62,064	9,072,741	水道料金	△ 62,064
	その他営業収益	13,994	△ 7,955	6,039	配水管移設工事収益	△ 50
					配水管修繕工事収益	230
					消火栓維持修繕工事収益	△ 8,135
営業外収益	受取利息	91	3,750	3,841	預金利息	3,750
	他会計負担金	39,664	0	39,664		
	他会計補助金	600,000	0	600,000		
	長期前受金戻入	1,310,796	0	1,310,796		
	雑収益	171,172	14,092	185,264	水道サービス協会委託料剰余金等	14,969
特 別 利 益		9	45,428	45,437	施設用地売却益	44,830
					過年度損益修正益	598
合 計		11,270,531	△ 6,749	11,263,782		

○水道事業費用

（単位：千円）

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営 業 費 用	原水及び浄水費	3, 653, 653	△ 1, 500	3, 652, 153	人件費	△ 1, 500
	配水及び給水費	1, 542, 737	△ 19, 474	1, 523, 263	人件費	△ 5, 000
					水道メーター管理費	△ 13, 990
	業務費	373, 550	△ 3, 050	370, 500	人件費	△ 1, 000
	総係費	202, 656	△ 10, 312	192, 344	印刷製本費	△ 2, 000
					人件費	△ 1, 728
					普及宣伝費	△ 370
減価償却費	4, 638, 705	388	4, 639, 093	ペットボトル水製造費	△ 4, 145	
資産減耗費	206, 163	△ 7, 287	198, 876			
営 業 外 費 用	支払利息	196, 448	△ 7, 613	188, 835	企業債償還利息	△ 7, 613
	雑支出	1, 270	6, 266	7, 536		
	消費税及び 地方消費税	156, 169	0	156, 169		
	特 別 損 失	9, 288	△ 620	8, 668		
	合 計	10, 980, 639	△ 43, 202	10, 937, 437		
収 支		289, 892	36, 453	326, 345		

2 資本的収入及び支出

○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
企業債	800,000	0	800,000	
工事分担金	1,847,417	△ 435,883	1,411,534	消火栓設置工事分担金 △ 5,557 下水道関連支障移転工事分担金 △ 207,521 区画整理事業等分担金 △ 80,337 加算分担金 2,380 土木工事支障移転工事分担金 △ 144,848
県補助金	76,910	0	76,910	
固定資産 売却収入	90	7,746	7,836	水道メーター 473 施設用地売却収入 7,273
給水負担金	218,503	483	218,986	新規給水負担金 △ 641 メーター負担金 1,124
他会計負担金	200,840	0	200,840	
合 計	3,143,760	△ 427,654	2,716,106	

○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
水道拡張費	1,245,562	△ 45,144	1,200,418	拡張事業費 △ 45,100 豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業 △ 45,100
水道整備費	6,399,199	△ 647,177	5,752,022	人件費 4,000 配水施設等整備費 △ 238,146 老朽化対策 △ 70,000 水道管整備費 △ 397,968 新設 △ 17,774 老朽化対策 △ 106,190 下水道事業支障移転 △ 30,000 区画整理等開発関連 △ 31,401 給水申込関連事業 △ 34,000 土木工事支障移転 △ 178,603 災害対策事業費 △ 14,810
固定資産 購入費	161,556	△ 33,406	128,150	水道メーター △ 31,906
償 還 金	1,400,697	3,563	1,404,260	企業債償還元金 3,563
合 計	9,207,014	△ 722,164	8,484,850	
収 支	△ 6,063,254	294,510	△ 5,768,744	

*収支不足額5,768,744千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和4年度

豊田市下水道事業会計補正予算資料

(3月補正)

令和4年度 下水道事業会計 3月補正予算（議案第40号）

1 収益的收入及び支出

○下水道事業収益

（単位：千円）

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業 収益	下水道収益	4,272,709	△ 64,368	4,208,341	下水道使用料 △ 64,368
	他会計負担金	622,557	△ 8,029	614,528	雨水処理一般会計負担金 △ 8,029
	その他営業収益	50	△ 20	30	
営業 外 収益	受取利息	15	634	649	預金利息 634
	他会計負担金	1,857,596	△ 45	1,857,551	汚水処理一般会計負担金 △ 45
	他会計補助金	144,808	3,664	148,472	汚水処理一般会計補助金 3,664
	国庫補助金	73,000	△ 10	72,990	防災・安全社会資本整備交付金 △ 10
	長期前受金戻入	1,864,275	△ 26,874	1,837,401	
	雑収益	2,994	4,306	7,300	不用品売却収益 3,948 目的外使用料 58
	特 別 利 益	454,763	△ 208,613	246,150	流域下水道維持管理費返還金 △ 211,806
合 計		9,292,767	△ 299,355	8,993,412	

○下水道事業費用

（単位：千円）

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業 費 用	汚水管渠費	448,193	△ 2,626	445,567	人件費 △ 1,000 汚水管渠管理費 △ 1,411
	汚水ポンプ場費	70,093	0	70,093	
	汚水処理場費	243,008	0	243,008	
	流域下水道 維持管理負担金	1,308,036	0	1,308,036	
	雨水施設費	110,237	△ 257	109,980	雨水貯留浸透施設補助金 △ 110
	業務費	195,009	△ 743	194,266	雨水貯留施設転用補助金 △ 300 水洗便所改造資金利子補給金 △ 310
	総係費	106,769	△ 6,668	100,101	人件費 △ 2,000 普及宣伝費 △ 321 電子計算機器費 △ 815
	減価償却費	5,043,137	△ 2,417	5,040,720	固定資産減価償却費 △ 2,417
	資産減耗費	201,984	△ 17,980	184,004	固定資産除却費 △ 17,980
	支払利息	566,261	△ 11,014	555,247	企業債償還利息 △ 11,014
	雑支出	480	0	480	
	消費税及び 地方消費税	84,320	0	84,320	
	特 別 損 失	4,011	0	4,011	
	合 計	8,381,538	△ 41,705	8,339,833	
	収 支	911,229	△ 257,650	653,579	

2 資本的收入及び支出

○資本的收入

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
収	企業債	1, 652, 000	△ 258, 200	1, 393, 800	公共下水道事業債	△ 242, 400
					流域下水道事業債	△ 15, 800
	出資金	190, 000	△ 50, 000	140, 000	区画整理事業分	△ 50, 000
	国庫補助金	972, 182	△ 10, 796	961, 386	防災・安全社会資本整備交付金	△ 10, 345
					浸水対策下水道事業費補助金	△ 287
農山漁村地域整備補助金					△ 164	
県補助金	1, 405	0	1, 405			
入	受益者負担金	144, 185	51, 132	195, 317		
	工事負担金	42, 767	△ 26, 767	16, 000	污水管移設公共補償金	△ 26, 767
	固定資産 売却収入	0	38	38		
合 計		3, 002, 539	△ 294, 593	2, 707, 946		

○資本の支出

(単位：千円)

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
建設改良費	管渠整備費	4, 807, 064	△ 305, 191	4, 501, 873	人件費 △ 14, 000 污水管渠建設事業 △ 180, 062 污水管渠支障移転事業 △ 70, 643 企画・計画事業 △ 40, 010
	ポンプ場整備費	12, 465	0	12, 465	
	処理場整備費	13, 037	0	13, 037	
	流域下水道建設負担金	187, 471	△ 16, 810	170, 661	矢作川流域 △ 15, 565 境川流域 △ 1, 245
	固定資産購入費	6, 026	△ 1, 296	4, 730	
	償還金	2, 786, 418	0	2, 786, 418	
	合 計	7, 812, 481	△ 323, 297	7, 489, 184	
	収 支	△ 4, 809, 942	28, 704	△ 4, 781, 238	

* 収支不足額4,781,238千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和5年度

豊田市 一般会計 当初予算資料
特別会計

令和5年度 各会計別当初予算総括表

(単位：千円・％)

区 分		令和５年度	構成比	令和４年度	構成比	比 較	増減率	備 考	
一 般 会 計		188,300,000	72.6	180,100,000	72.1	8,200,000	4.6	議案第41号	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険		34,675,714	13.4	35,072,930	14.0	△ 397,216	△ 1.1	議案第42号
	土地地区画整理	土 橋	425,738	0.2	207,037	0.1	218,701	105.6	議案第43号
		寺 部	—	—	278,943	0.1	△ 278,943	皆減	
		花 園	2,006,691	0.8	1,146,414	0.5	860,277	75.0	
	分 譲 住 宅 建 設		10,090	0.0	15,849	0.0	△ 5,759	△ 36.3	議案第44号
	卸 売 市 場		240,892	0.1	226,831	0.1	14,061	6.2	議案第45号
	水 道 水 源 保 全		83,951	0.0	79,821	0.0	4,130	5.2	議案第46号
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉		30,384	0.0	27,213	0.0	3,171	11.7	議案第47号
	介 護 保 険		26,891,760	10.4	26,092,368	10.4	799,392	3.1	議案第48号
	財 産 区	盛 岡	4,653	0.0	4,820	0.0	△ 167	△ 3.5	議案第49号
		賀 茂	15,115	0.0	6,533	0.0	8,582	131.4	
	後 期 高 齢 者 医 療		6,807,744	2.6	6,453,955	2.6	353,789	5.5	議案第50号
	産 業 用 地 造 成		40,392	0.0	22,379	0.0	18,013	80.5	議案第51号
小 計		71,233,124	27.4	69,635,093	27.9	1,598,031	2.3		
合 計 (一般会計＋特別会計)		259,533,124	100.0	249,735,093	100.0	9,798,031	3.9		
企 業 会 計	水 道 事 業	収入	15,178,716	—	14,480,997	—	697,719	4.8	議案第52号
		支出	20,348,698	—	20,256,280	—	92,418	0.5	
	下 水 道 事 業	収入	12,183,089	—	12,295,306	—	△ 112,217	△ 0.9	議案第53号
		支出	16,214,974	—	16,194,019	—	20,955	0.1	
	支 出 合 計		36,563,672	—	36,450,299	—	113,373	0.3	
総 計 (一般会計＋特別会計 ＋企業会計)		296,096,796	—	286,185,392	—	9,911,404	3.5		

一般会計款別集計表

令和5年度当初予算

(議案第41号)

(歳入)

(単位：千円・%)

款	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	比較	増減率
1 市 税	104,572,913	55.5	110,191,731	61.2	△ 5,618,818	△ 5.1
2 地 方 譲 与 税	1,324,600	0.7	1,384,720	0.8	△ 60,120	△ 4.3
3 利 子 割 交 付 金	27,000	0.0	38,000	0.0	△ 11,000	△ 28.9
4 配 当 割 交 付 金	630,000	0.3	486,000	0.3	144,000	29.6
5 株式等譲渡所得割交付金	539,000	0.3	357,000	0.2	182,000	51.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,739,000	0.9	2,647,000	1.5	△ 908,000	△ 34.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,610,000	6.2	10,593,000	5.9	1,017,000	9.6
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0.2	336,000	0.2	24,000	7.1
9 自動車取得税交付金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
10 環 境 性 能 割 交 付 金	345,000	0.2	400,000	0.2	△ 55,000	△ 13.8
11 地 方 特 例 交 付 金	501,000	0.3	446,000	0.2	55,000	12.3
12 地 方 交 付 税	150,000	0.1	150,000	0.1	0	0.0
13 交通安全対策特別交付金	54,000	0.0	59,000	0.0	△ 5,000	△ 8.5
14 分 担 金 及 び 負 担 金	106,002	0.1	103,478	0.1	2,524	2.4
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,059,072	1.6	2,652,959	1.5	406,113	15.3
16 国 庫 支 出 金	25,171,593	13.4	24,642,512	13.7	529,081	2.1
17 県 支 出 金	12,932,756	6.9	11,255,271	6.2	1,677,485	14.9
18 財 産 収 入	1,935,832	1.0	358,129	0.2	1,577,703	440.5
19 寄 附 金	586,551	0.3	163,677	0.1	422,874	258.4
20 繰 入 金	7,880,068	4.2	3,338,243	1.9	4,541,825	136.1
21 繰 越 金	2,000,000	1.1	2,000,000	1.1	0	0.0
22 諸 収 入	5,775,612	3.1	5,497,279	3.1	278,333	5.1
23 市 債	7,000,000	3.7	3,000,000	1.7	4,000,000	133.3
合 計	188,300,000	100.0	180,100,000	100.0	8,200,000	4.6

歳入の主な内訳

(単位：千円・%)

款	令和5年度	令和4年度	増減率	主 な 内 訳
1 市 税	104,572,913	110,191,731	△ 5.1	市民税 44,561,000 個人市民税 31,968,000 法人市民税 12,593,000 固定資産税 44,063,366 市たばこ税 2,751,000 事業所税 7,613,000 都市計画税 4,490,000
14 分担金及び負担金	106,002	103,478	2.4	こども園運営費負担金 65,564
15 使用料及び手数料	3,059,072	2,652,959	15.3	こども園保育料 138,749 こども発達センター診療収入 192,624 道路・河川等占用料 233,000 都市公園使用料 164,777 市営住宅使用料 493,811 塵芥処理手数料 851,670
16 国庫支出金	25,171,593	24,642,512	2.1	障がい者自立支援事業費負担金 4,115,156 障がい児入所給付費等負担金 894,972 児童手当負担金 4,552,598 児童扶養手当負担金 339,636 生活保護費負担金 3,030,123 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1,004,631 重層的支援体制整備事業交付金 386,062 子ども・子育て支援交付金 422,388 教育・保育給付費交付金 2,504,954 道整備交付金 539,500 連続立体交差事業費補助金 825,000 デジタル田園都市国家構想交付金 396,580 社会資本整備総合交付金 2,611,811 都市構造再編集中事業費補助金 490,357

(単位：千円・%)

款	令和５年度	令和４年度	増減率	主 な 内 訳
17 県 支 出 金	12,932,756	11,255,271	14.9	障がい者自立支援 事業費負担金 2,057,579
				障がい児入所給付費等負担金 447,486
				後期高齢者医療保険 基盤安定拠出金 559,071
				教育・保育給付費負担金 1,109,018
				児童手当負担金 988,698
				国民健康保険基盤安定負担金 1,016,118
				医療助成費補助金 949,806
				福祉給付金支給費補助金 372,420
				介護施設等整備事業費補助金 1,358,957
				重層的支援体制整備 事業交付金 182,890
				子ども・子育て支援交付金 421,105
				教育・保育給付費補助金 182,574
				自宅療養者等医療提供事業 補助金 228,676
				多面的機能支払補助金 141,550
				市街地再開発事業等補助金 246,100
				私立幼稚園授業料等 軽減補助金 140,062
				アジア競技大会市町村施設 改修事業費補助金 127,373
				県民税徴収取扱費委託金 720,000
				県議会議員一般選挙 執行経費委託金 101,744
18 財 産 収 入	1,935,832	358,129	440.5	土地建物貸付収入 196,934
				土地売払収入 338,001
				財団法人高橋記念美術 文化振興財団償還金 1,047,000
				ラリージャパン実行委員会 有限責任事業組合償還金 250,000
19 寄 附 金	586,551	163,677	258.4	一般寄附金 300,000
				スポーツ事業寄附金 250,000

(単位：千円・%)

款	令和5年度	令和4年度	増減率	主 な 内 訳
20 繰 入 金	7,880,068	3,338,243	136.1	財政調整基金繰入金 4,200,000 介護予防事業推進基金繰入金 131,927 公共施設安全安心基金繰入金 2,000,000 地域づくり振興基金繰入金 200,000 都市高速鉄道整備基金繰入金 1,000,000
22 諸 収 入	5,775,612	5,497,279	5.1	小規模企業等振興資金 元金収入 141,000 後期高齢者医療広域連合 受託事業収入 195,962 清掃事務受託事業収入 127,311 給食費収入 2,295,378 放課後児童健全育成事業 参加者負担金 319,599 広告料収入 8,096 渡刈クリーンセンター 売電収入 296,902 二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金 625,135
23 市 債	7,000,000	3,000,000	133.3	総務債 97,800 衛生債 645,100 農林水産業債 116,000 土木債 5,292,000 消防債 42,800 教育債 806,300
合 計	188,300,000	180,100,000	4.6	

(目 的 別 歳 出)

(単位：千円・%)

款	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	比 較	増減率
1 議 会 費	877, 732	0. 5	877, 115	0. 5	617	0. 1
2 総 務 費	17, 950, 602	9. 5	19, 068, 679	10. 6	△ 1, 118, 077	△ 5. 9
3 民 生 費	65, 264, 557	34. 7	63, 639, 714	35. 3	1, 624, 843	2. 6
4 衛 生 費	19, 203, 332	10. 2	18, 503, 433	10. 3	699, 899	3. 8
5 労 働 費	181, 598	0. 1	175, 505	0. 1	6, 093	3. 5
6 農 林 水 産 業 費	3, 299, 502	1. 8	2, 922, 249	1. 6	377, 253	12. 9
7 商 工 費	4, 673, 905	2. 5	5, 672, 539	3. 1	△ 998, 634	△ 17. 6
8 土 木 費	32, 278, 048	17. 1	26, 761, 172	14. 9	5, 516, 876	20. 6
9 消 防 費	7, 151, 362	3. 8	7, 099, 583	3. 9	51, 779	0. 7
10 教 育 費	28, 993, 795	15. 4	26, 694, 423	14. 8	2, 299, 372	8. 6
11 災 害 復 旧 費	235, 660	0. 1	234, 000	0. 1	1, 660	0. 7
12 公 債 費	7, 659, 907	4. 1	7, 821, 588	4. 3	△ 161, 681	△ 2. 1
13 諸 支 出 金	30, 000	0. 0	30, 000	0. 0	0	0. 0
14 予 備 費	500, 000	0. 3	600, 000	0. 3	△ 100, 000	△ 16. 7
合 計	188, 300, 000	100. 0	180, 100, 000	100. 0	8, 200, 000	4. 6

歳出の主な内訳

(単位：千円・%)

款	令和5年度	令和4年度	増減率	主 な 内 訳
2 総 務 費	17,950,602	19,068,679	△ 5.9	職員退職手当 493,643
				次世代社会システム 実証推進費 153,927
				挙母地域振興費 297,142
				高橋地域振興費 199,105
				上郷地域振興費 115,776
				高岡地域振興費 314,230
				猿投地域振興費 259,169
				松平地域振興費 62,670
				藤岡地域振興費 239,881
				小原地域振興費 181,716
				足助地域振興費 492,981
				下山地域振興費 202,859
				旭地域振興費 315,304
				稲武地域振興費 333,137
				過誤納還付金 330,000
				戸籍住民基本台帳費 243,936
				市長選挙事務費 104,939
				市議会議員選挙事務費 223,253
3 民 生 費	65,264,557	63,639,714	2.6	国民健康保険特別会計繰出金 2,403,527
				介護保険事業特別会計繰出金 4,126,754
				子ども医療助成費 1,944,608
				心身障がい者医療助成費 859,697
				精神障がい者医療助成費 556,407
				福祉給付金助成費 951,307
				障がい者手当給付費 789,462
				障がい者介護給付費 4,663,471
				障がい者訓練等給付費 2,694,068
				重層的支援体制整備事業費 1,220,048

(単位：千円・%)

款	令和5年度	令和4年度	増減率	主 な 内 訳
3 民 生 費 (つづき)				特別養護老人ホーム等費 1,437,057 後期高齢者療養給付費負担金 3,496,915 後期高齢者医療 特別会計繰出金 878,758 放課後児童健全育成費 1,391,667 私立こども園振興費 586,215 私立認定こども園振興費 1,275,856 教育・保育給付費 5,456,385 児童手当給付費 6,530,083 児童扶養手当給付費 1,018,908 児童発達支援費 1,576,311 生活保護扶助費 4,091,184
4 衛 生 費	19,203,332	18,503,433	3.8	豊田地域医療センター 運営費負担金 320,000 保健事業費 734,126 母子保健対策費 804,544 感染症対策費 1,612,596 予防接種費 1,750,048 水道事業補助金 1,394,000 ごみ収集事業費 955,172 渡刈クリーンセンター費 3,689,428 藤岡プラント費 488,510
5 労 働 費	181,598	175,505	3.5	就労支援費 74,331
6 農 産 林 業 水 費	3,299,502	2,922,249	12.9	中山間地域等直接支払費 121,332 用水保全費 254,910 多面的機能支払費 189,834 土地改良事業費補助金 184,835 森づくり推進費 101,605 林道開設・舗装・改良費 (13事業) 276,100

(単位：千円・%)

款	令和5年度	令和4年度	増減率	主 な 内 訳
7 商 工 費	4,673,905	5,672,539	△ 17.6	商業活性化対策費 376,857
				工業振興推進費 185,298
				カーボンニュートラル促進費 1,008,808
				産業立地政策推進費 1,207,730
				資金融資費 190,000
				豊田おいでんまつり 開催負担金 223,588
8 土 木 費	32,278,048	26,761,172	20.6	道路修繕費 1,874,855
				橋りょう修繕・耐震対策費 724,195
				市道新設・改良費（26事業） 1,536,088
				交通安全施設整備費 170,118
				歩道設置費 325,305
				河川改良費（長田川ほか） 738,785
				都市計画事業土地区画整理 公共施設管理者負担金 872,000
				都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金 1,215,610
				街路建設費（7事業） 5,273,538
				特定道路建設費 2,525,083
				特定道路改良促進費 174,780
				下水道事業負担金 2,406,695
				下水道事業出資金 480,000
				緑地整備費 1,084,380
				自然観察の森費 293,754
				都心環境計画推進費 830,548
				バス運行推進費 988,270
				市営住宅整備費 244,189
				定住対策事業費 1,043,400

(単位：千円・%)

款	令和5年度	令和4年度	増減率	主 な 内 訳
9 消 防 費	7,151,362	7,099,583	0.7	常備消防活動費 712,758
				非常備消防活動費 170,479
				詰所・格納庫費 101,011
				消防車両整備費 236,034
				危機管理対策費 95,176
				防災設備費 269,407
10 教 育 費	28,993,795	26,694,423	8.6	私立幼稚園振興費 588,725
				教材備品整備費（小学校・中学校・特別支援学校） 425,323
				施設整備費（小学校・中学校・特別支援学校） 1,273,768
				小学校校舎建設費（中山小学校） 500,253
				通学バス運行費（小学校・中学校・特別支援学校） 220,185
				児童生徒対象事業費（小学校・中学校・特別支援学校） 298,281
				学校情報化推進費 415,822
				学校給食協会委託費 1,474,719
				歴史的町並み保存費 240,827
				博物館建設費 2,871,141
				世界ラリー選手権開催推進費 670,176
				中央公園費 1,381,634
				総合体育館費 1,720,935
				美術館展覧会開催費 130,576
				高橋節郎館改修費 235,062
				高橋節郎館活動基金積立金 300,000
合 計	188,300,000	180,100,000	4.6	

継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
8 土 木 費	5 都 計 画 市 費	中 央 公 園 第 二 期 整 備 基 盤 造 成 事 業	600,000	令和 5	250,000
				6	350,000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	中 山 小 学 校 増 築 等 事 業	1,974,564	5	497,753
				6	637,702
				7	575,439
				8	263,670
	8 文 体 育 化 費	高 橋 節 郎 館 改 修 事 業	464,624	5	235,062
				6	229,562

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市有建築物維持補修事業	令和6年度	40,000
地域バス運行負担事業 (高岡地区)	令和6年度	48,776
三河湖観光センター再整備事業	令和6年度	298,365
人工造雪設備取得事業	令和6年度	233,200
市県民税課税資料 データ化業務委託事業	令和6年度	9,222
市県民税特別徴収税額通知書 作成等業務委託事業	令和6年度	12,058
標準準拠システム構築業務委託事業	令和6年度	1,051,600
コンビニ交付システム再構築 業務委託事業	令和6年度	13,310
住所関連等実態調査事業 (豊田浄水特定土地 区画整理事業関連)	令和6年度	65,919
健診受診券等作成業務委託事業	令和6年度	3,943
放課後児童クラブ運営業務委託事業 (西部ブロック)	令和6年度	212,086
仮設園舎借上 (中根山こども園外1園)	令和6年度から 令和10年度まで	7,438
仮設園舎借上 (永新こども園外1園)	令和6年度から 令和11年度まで	8,360
小型ワイドパッカー車等取得事業	令和6年度から 令和7年度まで	153,000
勘八不燃物処分場包括的 運転維持管理業務委託事業	令和6年度から 令和9年度まで	241,780千円及び物価変動等の変更に伴う増減額の合計額を加算した額
グリーン・クリーンふじの丘包括的 運転維持管理業務委託事業	令和6年度から 令和9年度まで	762,932千円及び物価変動等の変更に伴う増減額の合計額を加算した額
ガス絶縁設備直結型計器用 変成器取替工事負担事業	令和6年度	8,720
とよたビジネスフェア開催負担事業	令和6年度	8,000
歩道設置事業 (市道御立野見1号線外2路線)	令和6年度	48,000
(仮)水辺ふれあいプラザ整備事業	令和6年度	51,600

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
河 川 改 良 事 業 (準 用 河 川 大 見 川)	令 和 6 年 度	115,000
河 川 修 繕 事 業 (準 用 河 川 逢 妻 男 川 ・ 普 通 河 川 松 平 川)	令 和 6 年 度	20,700
排 水 路 改 良 事 業 (鵜 ヶ 瀬 町 ・ 丸 根 町)	令 和 6 年 度	67,800
水 源 公 園 交 通 誘 導 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度	3,700
基 幹 バ ス 運 行 負 担 事 業	令 和 6 年 度	376,459
防 災 ラ ジ オ 取 得 事 業	令 和 6 年 度	6,000
中 山 小 学 校 仮 設 校 舎 借 上	令 和 6 年 度 から 令 和 13 年 度 ま で	22,380
博 物 館 受 付 案 内 看 視 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度	109,661
博 物 館 シ ョ ッ プ カ フ ェ 等 運 営 負 担 事 業	令 和 6 年 度 から 令 和 7 年 度 ま で	16,852
博 物 館 開 館 広 報 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度	19,635
総 合 体 育 館 施 設 保 全 事 業	令 和 6 年 度	44,000
総 合 体 育 館 長 寿 命 化 改 修 事 業	令 和 6 年 度	173,105
美 術 館 受 付 案 内 看 視 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度	85,000
(仮) ア ナ ー キ ズ ム と 美 術 展 開 催 業 務 委 託 事 業	令 和 6 年 度	21,050

債務負担行為（つづき）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
豊 田 市 土 地 開 発 公 社 に よ る 公 共 用 地 の 先 行 取 得 事 業	令和5年度から 令和9年度まで	豊田市との協定により豊田市土地開発公社が令和4年度以前に取得した用地及び令和5年度に取得する用地に係る事業資金（次のとおり）、利子及び事務費
（市道・街路）		8, 250, 798
（公園、緑地、広場）		720, 277
（その他）		160, 367

地 方 債

（単位：千円）

起 債 の 目 的	地域振興事業費始め13事業
限 度 額	7, 000, 000
起 債 の 方 法	普通貸借又は証券発行
利 率	4. 0 %以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償 還 の 方 法	融資条件又は債権者との協定による。

(性 質 別 歳 出)

(単位：千円・%)

区 分	令和5年度	構成比	令和4年度	構成比	比 較	増減率
人 件 費	32,325,996	17.2	32,829,974	18.2	△ 503,978	△ 1.5
物 件 費	38,321,051	20.4	37,318,259	20.7	1,002,792	2.7
維 持 補 修 費	3,525,328	1.9	3,169,654	1.8	355,674	11.2
扶 助 費	35,453,747	18.8	34,584,637	19.2	869,110	2.5
補 助 費 等	23,697,630	12.6	23,130,182	12.8	567,448	2.5
普 通 建 設 事 業 費	36,150,136	19.2	31,306,969	17.4	4,843,167	15.5
補 助 事 業 費	11,029,455	5.9	8,593,443	4.8	2,436,012	28.3
単 独 事 業 費	25,120,681	13.3	22,713,526	12.6	2,407,155	10.6
災 害 復 旧 事 業 費	235,660	0.1	234,000	0.1	1,660	0.7
公 債 費	7,659,907	4.1	7,821,588	4.3	△ 161,681	△ 2.1
積 立 金	408,366	0.2	106,009	0.1	302,357	285.2
投 資 及 び 出 資 金	1,079,000	0.6	415,000	0.2	664,000	160.0
貸 付 金	190,000	0.1	512,000	0.3	△ 322,000	△ 62.9
繰 出 金	8,753,179	4.6	8,071,728	4.5	681,451	8.4
予 備 費	500,000	0.3	600,000	0.3	△ 100,000	△ 16.7
合 計	188,300,000	100.0	180,100,000	100.0	8,200,000	4.6

令和5年度当初予算

特別会計

(単位：千円)

議案第42号

国民健康保険

(歳入)

款	令和5年度	令和4年度	比較
1 国民健康保険税	7,425,221	7,492,828	△ 67,607
2 国庫支出金	1	1	0
3 県支出金	23,319,131	23,646,856	△ 327,725
4 財産収入	18	244	△ 226
5 繰入金	3,810,915	3,812,136	△ 1,221
6 繰越金	20,000	20,000	0
7 諸収入	100,428	100,865	△ 437
合計	34,675,714	35,072,930	△ 397,216

(歳出)

款	令和5年度	令和4年度	比較
1 総務費	369,230	373,284	△ 4,054
2 保険給付費	23,030,073	23,361,675	△ 331,602
3 国民健康保険 事業費納付金	10,867,206	10,931,001	△ 63,795
4 保健事業費	364,185	361,723	2,462
5 基金積立金	18	244	△ 226
6 諸支出金	40,002	40,003	△ 1
7 予備費	5,000	5,000	0
合計	34,675,714	35,072,930	△ 397,216

(債務負担行為)

事項	期間	限度額
標準準拠システム構築業務委託事業	令和6年度	378,400
健診受診券等作成業務委託事業	令和6年度	1,197
特定保健指導業務等委託事業	令和6年度	2,600

(単位：千円)

議案第43号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳 入)			
	款	令和5年度	令和4年度	比 較
	1 事業収入	138,266	1	138,265
	2 負担金	90,000	100,000	△ 10,000
	3 使用料及び手数料	90	100	△ 10
	4 繰入金	197,364	106,910	90,454
	5 繰越金	1	1	0
	6 諸収入	17	25	△ 8
	合 計	425,738	207,037	218,701
	(歳 出)			
	款	令和5年度	令和4年度	比 較
	1 土橋土地区画整理費	425,738	207,037	218,701
	合 計	425,738	207,037	218,701
都市計画事業 土地区画整理 (花 園)	(歳 入)			
	款	令和5年度	令和4年度	比 較
	1 事業収入	206,340	1	206,339
	2 負担金	782,000	580,000	202,000
	3 使用料及び手数料	80	80	0
	4 繰入金	1,018,246	566,295	451,951
	5 繰越金	1	1	0
	6 諸収入	24	37	△ 13
	合 計	2,006,691	1,146,414	860,277
	(歳 出)			
	款	令和5年度	令和4年度	比 較
	1 花園土地区画整理費	2,006,691	1,146,414	860,277
	合 計	2,006,691	1,146,414	860,277

(単位：千円)

議案第44号 分譲住宅 建設事業	(歳入)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 事業収入	1	1	0
	2 使用料及び手数料	30	31	△ 1
	3 繰入金	10,056	15,814	△ 5,758
	4 繰越金	1	1	0
	5 諸収入	2	2	0
	合計	10,090	15,849	△ 5,759
	(歳出)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 宅地造成費	9,990	15,749	△ 5,759
	2 予備費	100	100	0
	合計	10,090	15,849	△ 5,759
議案第45号 卸売市場	(歳入)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 使用料及び手数料	89,663	90,654	△ 991
	2 繰入金	70,186	70,834	△ 648
	3 繰越金	1	1	0
	4 諸収入	81,042	65,342	15,700
	合計	240,892	226,831	14,061
	(歳出)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 卸売市場費	240,392	226,331	14,061
	2 予備費	500	500	0
	合計	240,892	226,831	14,061

(単位：千円)

議案第46号 水道水源 保全事業	(歳入)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 負担金	44,686	44,886	△ 200
	2 財産収入	415	141	274
	3 寄附金	1	1	0
	4 繰入金	38,846	34,790	4,056
	5 繰越金	1	1	0
	6 諸収入	2	2	0
	合計	83,951	79,821	4,130
	(歳出)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 水道水源保全費	83,951	79,821	4,130
	合計	83,951	79,821	4,130

(単位：千円)

議案第47号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳入)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 事業収入	8,483	8,464	19
	2 繰入金	7,898	8,746	△ 848
	3 繰越金	1	1	0
	4 諸収入	2	2	0
	5 市債	14,000	10,000	4,000
	合計	30,384	27,213	3,171
	(歳出)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 貸付事業費	12,998	15,846	△ 2,848
	2 公債費	10,211	6,677	3,534
	3 諸支出金	7,175	4,690	2,485
	合計	30,384	27,213	3,171
	(地方債)			
	起債の目的	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
	限度額	14,000		
	起債の方法	普通貸借又は証券発行		
	利率	無利子		
	償還の方法	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定めるところによる。		

(単位：千円)

議案第48号

介護保険事業

(歳入)

款	令和5年度	令和4年度	比較
1 保険料	7,181,811	7,129,623	52,188
2 手数料	1,150	910	240
3 国庫支出金	4,953,728	4,746,457	207,271
4 支払基金交付金	6,925,315	6,670,611	254,704
5 県支出金	3,663,254	3,536,019	127,235
6 財産収入	2,766	611	2,155
7 寄附金	1	1	0
8 繰入金	4,159,039	4,001,964	157,075
9 繰越金	1	1	0
10 諸収入	4,695	6,171	△ 1,476
合計	26,891,760	26,092,368	799,392

(歳出)

款	令和5年度	令和4年度	比較
1 総務費	685,916	683,424	2,492
2 保険給付費	24,856,372	23,920,332	936,040
3 地域支援事業費	1,328,033	1,314,892	13,141
4 基金積立金	1	153,011	△ 153,010
5 諸支出金	11,438	10,709	729
6 予備費	10,000	10,000	0
合計	26,891,760	26,092,368	799,392

(債務負担行為)

事項	期間	限度額
要介護認定事務委託事業	令和6年度から令和8年度まで	184,319
要介護認定調査委託事業	令和6年度から令和8年度まで	623,601

(単位：千円)

議案第49号 財産区（盛岡）	（歳 入）			
	款	令和5年度	令和4年度	比 較
	1 財 産 収 入	3,843	3,784	59
	2 繰 入 金	780	1,013	△ 233
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	29	22	7
	合 計	4,653	4,820	△ 167
	（歳 出）			
	款	令和5年度	令和4年度	比 較
	1 総 務 費	4,652	4,819	△ 167
	2 基 金 積 立 金	1	1	0
	合 計	4,653	4,820	△ 167
財産区（賀茂）	（歳 入）			
	款	令和5年度	令和4年度	比 較
	1 財 産 収 入	2,963	61	2,902
	2 繰 入 金	12,149	6,469	5,680
	3 繰 越 金	1	1	0
	4 諸 収 入	2	2	0
	合 計	15,115	6,533	8,582
	（歳 出）			
	款	令和5年度	令和4年度	比 較
	1 総 務 費	15,114	6,532	8,582
	2 基 金 積 立 金	1	1	0
	合 計	15,115	6,533	8,582

(単位：千円)

議案第50号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 後期高齢者医療保険料	5,915,800	5,590,809	324,991
	2 繰入金	878,758	850,767	27,991
	3 繰越金	1,000	1,000	0
	4 諸収入	12,186	11,379	807
	合計	6,807,744	6,453,955	353,789
	(歳出)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 総務費	133,373	152,193	△ 18,820
	2 広域連合納付金	6,662,510	6,290,565	371,945
	3 諸支出金	11,861	11,197	664
	合計	6,807,744	6,453,955	353,789
議案第51号 産業用地造成事業	(歳入)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 繰入金	40,390	22,378	18,012
	2 繰越金	1	—	1
	3 諸収入	1	1	0
	合計	40,392	22,379	18,013
	(歳出)			
	款	令和5年度	令和4年度	比較
	1 産業用地造成費	40,392	22,379	18,013
	合計	40,392	22,379	18,013

令和 5 年度

豊田市水道事業会計当初予算資料

令和5年度 水道事業会計 当初予算総括表（議案第52号）

1 基本業務量

（単位：人・戸・m³・％）

項 目	本年度	前年度	増減量	増減率	備 考
給 水 人 口	413,000	417,500	△ 4,500	△ 1.1	
給 水 戸 数	181,100	179,900	1,200	0.7	
年間総配水量	49,390,000	51,125,000	△ 1,735,000	△ 3.4	
一日平均配水量	134,946	140,069	△ 5,123	△ 3.7	
年間有収水量	44,491,000	44,934,000	△ 443,000	△ 1.0	

2 収益的収入及び支出

○水道事業収益

（単位：千円・％）

科 目		本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
営業 収益	給水収益	8, 984, 264	9, 134, 805	△ 150, 541	△ 1. 6	基本料金	2, 306, 731
						水量料金	6, 677, 533
	その他営業収益	14, 726	13, 994	732	5. 2	手数料	3, 436
						雑収益	11, 290
営業外 収益	受取利息	519	91	428	470. 3	預金利息等	519
	他会計負担金	35, 533	39, 664	△ 4, 131	△ 10. 4	一般会計負担金（償還利息）	35, 533
	他会計補助金	1, 394, 000	600, 000	794, 000	132. 3	一般会計補助金	1, 394, 000
	補助金	4, 489	0	4, 489	皆増	デジタル田園都市国家構想交付金	4, 489
	長期前受金戻入	1, 374, 084	1, 377, 502	△ 3, 418	△ 0. 2		
	雑収益	164, 560	171, 172	△ 6, 612	△ 3. 9	下水道使用料金徴収業務負担金	139, 663
	特別利益	9	9	0	0. 0		
合 計		11, 972, 184	11, 337, 237	634, 947	5. 6		

○水道事業費用

（単位：千円・％）

科 目		本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
営 業 費 用	原水及び浄水費	3, 731, 126	3, 607, 107	124, 019	3. 4	人件費（一般職16人）	112, 392
						浄水施設管理費	639, 075
						受水費	2, 780, 047
						水道水源保全事業負担金	44, 688
						水道サービス協会委託費	145, 565
	配水及び給水費	1, 714, 018	1, 439, 483	274, 535	19. 1	人件費（一般職48人、非常勤一般職7人）	394, 186
						配水施設管理費	756, 387
						配水管維持管理費	251, 684
						給水事業費	21, 522
						水道メーター管理費	52, 992
業務費	393, 957	373, 550	20, 407	5. 5	水道サービス協会委託費	202, 045	
					人件費（一般職8人、非常勤一般職1人）	65, 682	
					メーター検針・料金関係費	259, 463	
総係費	181, 823	202, 656	△ 20, 833	△ 10. 3	水道サービス協会委託費	43, 271	
					人件費（特別職1人、委員18人、一般職12人）	134, 262	
					普及宣伝費	3, 311	
					電子計算機器費	13, 495	
減価償却費	4, 722, 521	4, 777, 640	△ 55, 119	△ 1. 2	貸倒引当金繰入額	5, 058	
固定資産減価償却費	4, 722, 521						
資産減耗費	253, 624	285, 655	△ 32, 031	△ 11. 2	固定資産除却費	253, 624	
営業外費用	支払利息	162, 222	196, 448	△ 34, 226	△ 17. 4	企業債償還利息	162, 222
雑支出	1, 150	1, 270	△ 120	△ 9. 4			
消費税及び地方消費税	99, 428	156, 169	△ 56, 741	△ 36. 3			
特別損失	12, 347	9, 288	3, 059	32. 9	過年度損益修正損	8, 515	
合 計	11, 272, 216	11, 049, 266	222, 950	2. 0			
収 支	699, 968	287, 971	411, 997	143. 1			

3 資本的收入及び支出

○資本的收入

(単位：千円・%)

科 目		本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収	企業債	800, 000	800, 000	0	0.0	水道整備事業債	800, 000
	出資金	289, 000	0	289, 000	皆増	一般会計出資金	289, 000
	工事分担金	1, 657, 161	1, 847, 417	△ 190, 256	△ 10.3	消火栓設置工事分担金	28, 194
						下水道関連支障移転工事分担金	519, 190
						区画整理事業等分担金	958, 011
土木工事支障移転工事分担金						151, 560	
入	県補助金	74, 020	76, 910	△ 2, 890	△ 3.8	緊急時給水拠点確保等事業(管路)	21, 000
						緊急時給水拠点確保等事業(施設)	10, 120
						水道管路耐震化等推進事業	42, 900
	固定資産	72	90	△ 18	△ 20.0	水道メーター	72
	売却収入						
	給水負担金	181, 308	218, 503	△ 37, 195	△ 17.0	新規給水負担金	181, 307
	他会計負担金	204, 971	200, 840	4, 131	2.1	一般会計負担金(償還元金)	204, 971
	合 計		3, 206, 532	3, 143, 760	62, 772	2.0	

○資本の支出

(単位：千円・%)

科 目		本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
建設改良費	水道拡張費	1,146,074	1,245,562	△ 99,488	△ 8.0	人件費(一般職7人) 63,094
						豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業 1,079,900
	水道整備費	6,412,513	6,399,199	13,314	0.2	人件費(一般職29人) 257,858
						配水施設等整備費 1,847,121
						老朽化対策 1,665,000
						水道管整備費 3,294,745
						新設 52,142
						老朽化対策 1,311,000
						下水道事業支障移転 692,400
						区画整理等開発関連 120,206
						給水申込関連事業 178,500
						土木工事支障移転 934,395
						災害対策事業費 864,117
						配水区域再編事業費 111,580
						広域化関連事業費 14,000
	固定資産 購入費	249,332	161,556	87,776	54.3	水道メーター 101,672
						車両 48,000
						水質検査機器等 45,653
償還金		1,268,563	1,400,697	△ 132,134	△ 9.4	企業債償還元金 1,268,563
合 計		9,076,482	9,207,014	△ 130,532	△ 1.4	
収 支		△ 5,869,950	△ 6,063,254	193,304	3.2	

*収支不足額5,869,950千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和 5 年度

豊田市下水道事業会計当初予算資料

令和5年度 下水道事業会計 当初予算総括表（議案第53号）

1 基本業務量

（単位：戸・m³・％）

項 目	本年度	前年度	増減量	増減率	備 考
下水道接続戸数	139,000	138,000	1,000	0.7	
年間総処理水量	36,240,000	35,970,000	270,000	0.8	
一日平均処理水量	99,016	98,548	468	0.5	

2 収益的收入及び支出

○下水道事業収益

（単位：千円・％）

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
営業収益					
下水道収益	4,210,482	4,272,709	△ 62,227	△ 1.5	下水道使用料 4,210,482
他会計負担金	554,999	622,557	△ 67,558	△ 10.9	雨水処理一般会計負担金 554,999
その他営業収益	10	50	△ 40	△ 80.0	排水設備指定工事店新規登録手数料 10
営業外収益					
受取利息	15	15	0	0.0	預金利息 15
他会計負担金	1,851,696	1,857,596	△ 5,900	△ 0.3	污水处理一般会計負担金 1,851,696
他会計補助金	172,788	144,808	27,980	19.3	污水处理一般会計補助金 172,788
国庫補助金	28,500	73,000	△ 44,500	△ 61.0	防災・安全社会資本整備交付金 28,500
長期前受金戻入	1,852,830	1,864,275	△ 11,445	△ 0.6	
雑収益	2,276	2,994	△ 718	△ 24.0	目的外使用料 2,073
特別利益	8	454,763	△ 454,755	△ 100.0	
合 計	8,673,604	9,292,767	△ 619,163	△ 6.7	

○下水道事業費用

（単位：千円・％）

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
営業費用					
污水管渠費	461,243	448,193	13,050	2.9	人件費（一般職5人） 41,733 污水管渠管理費 392,873 下水道管理システム費 21,830 水質管理費 3,279
污水ポンプ場費	73,076	70,093	2,983	4.3	污水ポンプ場管理費 73,076
污水处理場費	247,263	243,008	4,255	1.8	人件費（一般職3人） 30,060 污水处理場管理費 216,180
流域下水道維持管理負担金	1,542,777	1,308,036	234,741	17.9	矢作川流域 1,067,932 境川流域 474,845
雨水施設費	119,963	110,237	9,726	8.8	人件費（一般職4人） 29,481 雨水ポンプ場管理費 64,243 雨水管渠管理費 23,633 雨水貯留浸透施設補助金 910
業務費	198,836	195,009	3,827	2.0	人件費（一般職5人、非常勤一般職2人） 48,771 使用料徴収費 139,666 污水ポンプ施設設置費等補助金 3,651
総係費	119,607	106,769	12,838	12.0	人件費（一般職9人） 88,916 貸倒引当金繰入額 2,412 普及宣伝費 1,324 電子計算機器費 6,968
減価償却費	5,113,804	5,043,137	70,667	1.4	固定資産減価償却費 5,113,804
資産減耗費	63,191	201,984	△ 138,793	△ 68.7	固定資産除却費 63,191
営業外費用					
支払利息	505,600	566,261	△ 60,661	△ 10.7	企業債償還利息 505,150
雑支出	498	480	18	3.8	
消費税及び地方消費税	84,320	84,320	0	0.0	
特別損失	3,657	4,011	△ 354	△ 8.8	過年度損益修正損 3,657
合 計	8,533,835	8,381,538	152,297	1.8	
収 支	139,769	911,229	△ 771,460	△ 84.7	

3 資本的收入及び支出

○資本的收入

(単位：千円・％)

科 目		本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収 入	企業債	1, 817, 700	1, 652, 000	165, 700	10. 0	公共下水道事業債	1, 668, 800
						流域下水道事業債	148, 900
	出資金	480, 000	190, 000	290, 000	152. 6	一般会計出資金	480, 000
	国庫補助金	1, 023, 200	972, 182	51, 018	5. 2	社会資本整備総合交付金	776, 000
						防災・安全社会資本整備交付金	52, 500
						浸水対策下水道事業費補助金	187, 000
						農山漁村地域整備交付金	7, 700
	県補助金	3, 234	1, 405	1, 829	130. 2	土地改良事業等補助金	3, 234
受益者負担金	109, 140	144, 185	△ 35, 045	△ 24. 3	受益者負担金	109, 140	
工事負担金	76, 211	42, 767	33, 444	78. 2	污水管移設公共補償金	76, 211	
合 計		3, 509, 485	3, 002, 539	506, 946	16. 9		

○資本の支出

(単位：千円・％)

科 目		本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳
建設改良費	管渠整備費	4,734,156	4,807,064	△ 72,908	△ 1.5	人件費（一般職26人・非常勤一般職1人）222,748
						污水管渠建設事業3,273,791
						污水管渠更新事業78,783
						老朽化対策18,783
						広域化・共同化25,500
						污水管渠支障移転事業240,258
						污水管渠布設事業34,650
						取付管・公共ます設置工事235,264
						受益者負担金賦課徴収事務費13,934
						雨水管渠更新事業572,300
						老朽化対策71,000
						耐震対策501,300
						企画・計画事業25,919
良	ポンプ場整備費	75,401	12,465	62,936	504.9	污水ポンプ場建設事業18,500
						污水ポンプ場更新事業25,309
						老朽化対策11,163
						施設浸水対策14,146
						雨水ポンプ場更新事業31,592
費	処理場整備費	33,977	13,037	20,940	160.6	污水处理場更新事業33,977
						老朽化対策3,000
						耐震対策30,977
	流域下水道 建設負担金	156,909	187,471	△ 30,562	△ 16.3	矢作川流域115,257
						境川流域41,652
	固定資産購入費	17,003	6,026	10,977	182.2	水中ポンプほか17,003
償還金		2,663,693	2,786,418	△ 122,725	△ 4.4	企業債償還元金2,663,693
合 計		7,681,139	7,812,481	△ 131,342	△ 1.7	
収 支		△ 4,171,654	△ 4,809,942	638,288	13.3	

*収支不足額4,171,654千円は、損益勘定留保資金等により補填。